

# 宝塚市地域福祉計画

(第3期) (案)

宝塚市

はじめに

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## 目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって .....	1
1. 地域福祉計画とは .....	1
2. 計画策定の背景と趣旨 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 計画の期間 .....	4
5. 計画の策定体制 .....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 .....	9
1. 人口と世帯などの状況 .....	9
2. 地域における団体などの活動の状況 .....	15
3. 地域における社会問題の状況 .....	21
4. 市民の意識（市民アンケート調査結果の概要） .....	25
5. 活動者の意識（福祉活動者調査結果の概要） .....	28
6. 宝塚市地域福祉計画（第2期）の総括・評価 .....	30
7. 地域福祉に関する課題と方向 .....	33
第3章 めざす方向 .....	37
1. 基本理念 .....	37
2. 計画推進の基本的な視点 .....	38
3. 基本目標 .....	41
4. 施策体系 .....	42
第4章 地域福祉施策の展開 .....	44
1. 社会的包摂の推進 .....	44
2. 多様な居場所・拠点づくり .....	46
3. 誰もが活躍できる機会づくり .....	48
4. 次世代の育成と子育て支援 .....	50
5. 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化 .....	52
6. 見守り・支え合いの促進 .....	54
7. 総合相談支援体制の構築・強化 .....	56
8. 権利擁護支援の強化 .....	60
第5章 計画の推進 .....	62
1. 計画の推進体制 .....	62
2. 本計画における重点的な取組 .....	63
3. つながりを切らさないための取組について .....	64
資料編 .....	65

1. 計画の策定経過.....	65
2. 執行機関の附属機関設置に関する条例.....	68
3. 宝塚市社会福祉審議会規則.....	69
4. 宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱.....	72
5. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿.....	74

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## 1. 地域福祉計画とは

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

この地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進する必要がある、そのための行政計画が「地域福祉計画」です。

また、平成29年（2017年）6月に社会福祉法の一部が改正され、これまで任意とされてきた市町村及び都道府県における地域福祉計画の策定が努力義務とされ、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられました。

さらに、令和2年（2020年）6月の同法改正においては、市町村が地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（いわゆる包括的な支援体制）の整備に関する事項について、定める努力義務が設けられました。

（参考）社会福祉法

※下線部は、令和2年6月改正の改正・新設部分

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 2. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成24年(2012年)3月に「宝塚市地域福祉計画(第2期)」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に、地域住民の交流促進や福祉人材の育成、支援体制の充実、福祉の拠点づくりなど、様々な施策を展開してきました。

わが国は、少子高齢化が年々進むとともに、平成20年(2008年)をピークとし、人口減少社会に突入したことから、誰もが活躍できる一億総活躍社会づくりが進められています。福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。

平成28年(2016年)7月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、平成28年(2016年)10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

平成29年(2017年)6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険などの一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました(平成30年(2018年)4月施行)。

法改正により、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の理念と、これを実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、地域福祉計画は、高齢者や障害者など、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられました。

地域福祉に対する新たな考えや取組が展開される中、少子高齢化の進展をはじめ、ライフスタイル<sup>1</sup>の変化や個人の価値観の多様化、家族や地域の支え合い機能の低下など、従来から言われてきた福祉的な課題に加え、近年では生活困窮、社会的孤立、子どもの貧困など、新たな課題も浮上しています。地域には様々な不安や悩みを抱える人が多く存在し、解決に向けた取組を進める必要があります。

このように第2期計画策定以降、社会情勢は大きく変化していることから、本市が抱える問題・課題などを適切に把握し、その改善に向けた取組を計画的に進めるため、平成30年(2018年)度、「宝塚市地域福祉計画(第2期 改訂版)」を策定しました。

第2期改訂から2年を経る中で、国においては地域共生社会の実現に向けたさらなる制度改正の検討が進められています。改正社会福祉法においては、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像(理念)として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を定めています(4条)。同法では、地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備にあたって、保健医療、労働、教育など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性についても定めています(6条)。

このような社会情勢の中、本市においても第6次宝塚市総合計画の策定や宝塚市協働のまちづくり条例の制定など状況の変化に伴い、地域福祉計画についても時点修正を加える必要があるものとし、このたび、新たに「宝塚市地域福祉計画(第3期)」を策定しました。

<sup>1</sup> ライフスタイルとは、生活様式、生活の営み方、その人の人生観や価値観、習慣等を含めた個人の生き方をいう。

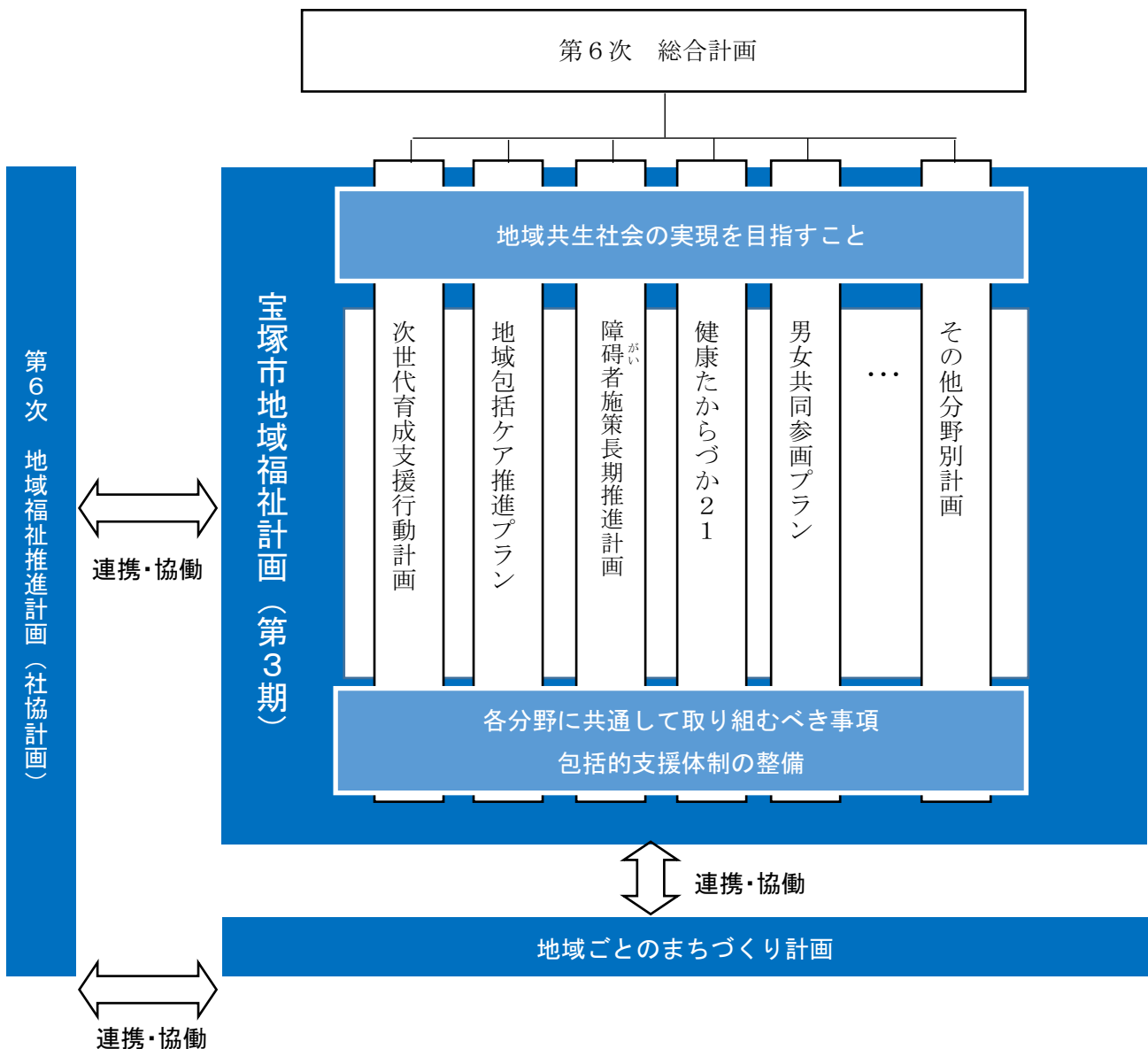
宝塚市地域福祉計画（第3期）は、大幅な見直しを行った第2期改訂版の策定内容を継承しつつ、時点修正を図り中長期を見据えた地域福祉の推進を図るものです。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障碍（がい）者福祉など、福祉の各分野別計画の上位計画と位置づけ、調和・整合を図るものとします。

併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の地域ごとのまちづくり計画との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による地域福祉を推進することとします。



また、本計画における支援の対象者は幅が広いことから、地域福祉の推進に関連する各種法律の目的や趣旨、内容なども加味し、計画を策定していきます。

(参考) 地域福祉計画に関連する法律 (一部)  
 介護保険法、子ども・子育て関連3法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、災害対策基本法、障害者基本法、障害者差別解消法、消費者安全法、生活困窮者自立支援法など

#### 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年(2021年)度から令和7年(2025年)度までの5年間とします。ただし、社会情勢や制度の見直し、上位計画の改訂・改定など、状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画 <small>※地域ごとのまちづくり計画を含む</small>	第5次前期	第5次 後期基本計画					第6次 基本計画 (~2030年度)				
地域福祉計画	第2期				第2期改訂版		本計画				
地域福祉推進計画 (社会福祉協議会)	第5次		第6次				第7次(予定)				

#### 「<sup>がい</sup>碍」の表記について

平成31年(2019年)4月1日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「<sup>がい</sup>障碍」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「<sup>がい</sup>障碍」と表記しています。

「<sup>がい</sup>碍」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。

本市は、<sup>がい</sup>障碍のある人の地域社会への参加の促進に取り組む中で、この社会的障壁を取り除き、<sup>がい</sup>障碍の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。



## 5. 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

市民及び地域の福祉活動者に対して福祉・まちづくりへの意識などを把握するため、平成30年(2018年)7月に市民、地域の福祉活動者を対象にアンケート調査を実施しました。

#### 1) 市民調査

調査対象	宝塚市在住の18歳以上の市民2,500人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年(2018年)7月19日～8月3日
配布・回収状況	配布数:2,500件、有効回収数963件、有効回収率:38.5%
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自身と家族のことについて</li> <li>2. 居住地域や近所づきあいなどについて</li> <li>3. 地域での活動などについて</li> <li>4. 地域福祉に関連する実態と意識について</li> <li>5. 日常生活での不安・悩み、情報の入手などについて</li> <li>6. 地域福祉に関する制度・機関など、今後の地域福祉の推進について</li> </ol>

#### 2) 福祉活動者調査

調査対象	民生委員・児童委員、自治会長、ボランティア <sup>2</sup> 活動の活動者688人	
調査方法	郵送や会議での配布、郵送による回収	
調査期間	平成30年(2018年)7月10日～8月3日	
回収状況・配布	民生委員・児童委員	配布数:274件、有効回収数128件、有効回収率:45.3%
	自治会長	配布数:281件、有効回収数146件、有効回収率:52.0%
	ボランティア	配布数:133件、有効回収数74件、有効回収率:55.6%
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自身のことについて</li> <li>2. 地域福祉活動の状況や活動に対する意識について</li> <li>3. 地域の状況・活動における課題などについて</li> <li>4. これからの地域福祉活動について</li> </ol>	

<sup>2</sup> ボランティアとは、一般に「自発的な意思に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性:自由な意思で行うこと」「無償性:利益を求めないこと」「社会性:公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

## (2) ワーキング会議の開催

地域福祉活動の実践者や当事者、関係機関・団体などで構成されるワーキング会議を平成30年において、以下のテーマに関する地域・当事者の現状・課題、課題の解決策などに関するグループ討議を全3回実施しました。

参加者	住民組織（民生委員・児童委員連合会、自治会、まちづくり協議会など）、障害（がい）者当事者団体、PTA、NPO法人、中間支援組織、店舗（拠点提供）、相談機関、地域活動支援センター、児童館、社協、行政（関係課担当者）
学識経験者	藤井博志氏 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授、宝塚市社会福祉審議会会長 南友二郎氏 桃山学院大学社会学部社会福祉学科講師、宝塚市社会福祉審議会委員

第1回	日時	平成30年（2018年）6月25日（月）
	参加者数	28名
	テーマ	「地域で生きづらさを感じている人」を支える ①今まで取り組んできたこと・生きづらさを感じている人や地域の現状 ②今後の課題と感じていること・今後取り組むべきこと
第2回	日時	平成30年（2018年）7月3日（火）
	参加者数	25名
	テーマ	共生社会と「拠点」のあり方 ①理想となる拠点 ②拠点の現状・課題 ③特徴的な課題の解決策（特徴的な課題3つに対して）
第3回	日時	平成30年（2018年）7月30日（月）
	参加者数	27名
	テーマ	学校－地域間連携のあり方 ①子どもが抱えている課題 ②出てきた課題の中から、乗り越えなければならない課題と、それを現実的に前に進めるには何ができるか、何をしなければならないのか

### (3) 専門職ヒアリング調査

地域福祉に関する専門職を対象に、分野横断的な支援に関する課題や今後必要となる方向性などを議論するため、ヒアリング調査を実施しました。

参加者	健康福祉事務所、地域包括支援センター、相談支援事業所、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センター、せいかつ応援センター、社協地区担当支援課
日時	平成30年（2018年）8月30日（木）
参加者数	6名
テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野内、組織内の課題解決プロセスの現状・課題について</li><li>・分野横断的な事案への関わり方の現状・課題について</li><li>・分野横断的な事案などへの対応に関する今後の方向性について</li></ul>

### (4) 宝塚市地域福祉推進検討会の開催

市関係課で構成する宝塚市地域福祉推進検討会及びその部会を実施し、計画案の時点修正の検討を行いました。主に包括的支援体制、災害時要援護者支援、新感染症などを軸に議論を行いました。

部会 第1回	参加者	庁内各課
	日時	令和2年（2020年）5月25日（月）、6月3日（水）
	テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援の包括化に向けた国の方針</li><li>・各相談窓口での課題について</li></ul>

部会 第2回	参加者	庁内各課
	日時	令和2年（2020年）6月29日（月）14:00～16:00
	テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時要援護者支援の現状と今後の方向性</li><li>・新型コロナウイルス感染症への対応</li></ul>

全体会 第1回	参加者	庁内各課
	日時	令和2年（2020年）7月29日（水）10:30～12:00
	テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画原案の検討（位置づけ、基本理念、基本的な視点など）</li><li>・計画原案の検討（追加事項）</li></ul>

全体会 第2回	参加者	庁内各課、社会福祉協議会
	日時	令和2年（2020年）11月16日（月）14：00～16：00
	テーマ	・計画原案の検討（全体）

## （5）宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催

宝塚市社会福祉審議会は、高齢者福祉、障碍（がい）者福祉などの社会福祉に関する事項を審議するために設置された市の附属機関であり、知識経験者や関係団体の代表、公募の市民などで構成されます。

平成30年（2018年）度の地域福祉計画（第2期）の改訂にあたり、本計画に関し専門的・集中的に検討するため、当該審議会の中に、審議会の委員、地域福祉の関係者、ボランティアの代表などで構成する小委員会を設置しました。これらの審議会・小委員会で、庁内検討会で作成した原案について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

令和2年（2020年）度の地域福祉計画（第3期）の策定にあたっては、審議会を3回開催し、計画案の検討を行いました。

各会議の開催履歴は本計画資料編に掲載しています。

## （6）パブリックコメント<sup>3</sup>の実施

本計画の策定にあたっては、令和3年（2021年）3月1日（月）～3月31日（水）に市ホームページなどで本計画の案を公表し、広く市民の意見を募りました。

<sup>3</sup> パブリックコメントとは、市政の基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度をいう。

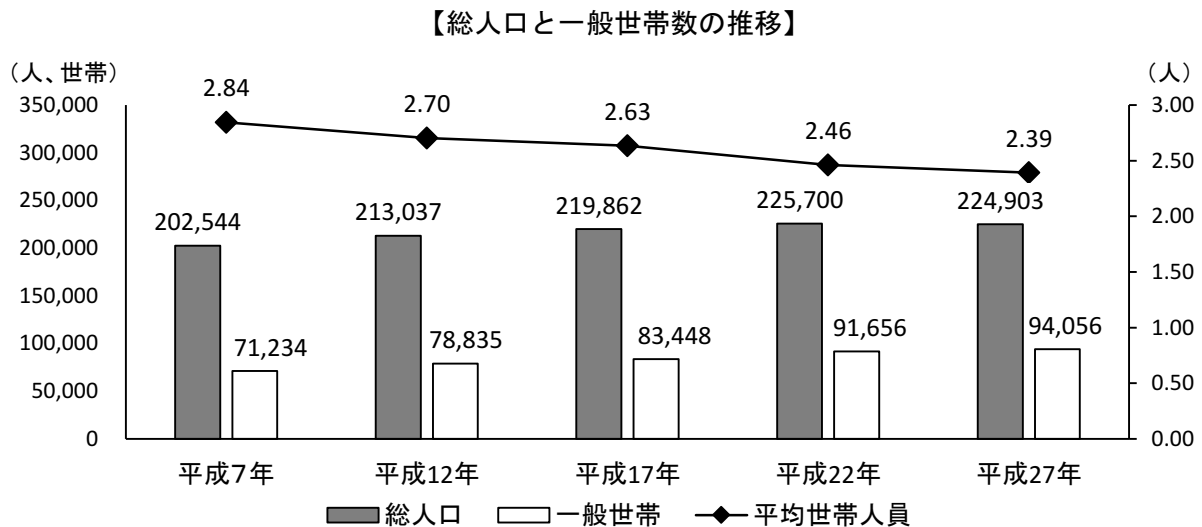
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1. 人口と世帯などの状況

#### 1) 人口と世帯数の推移

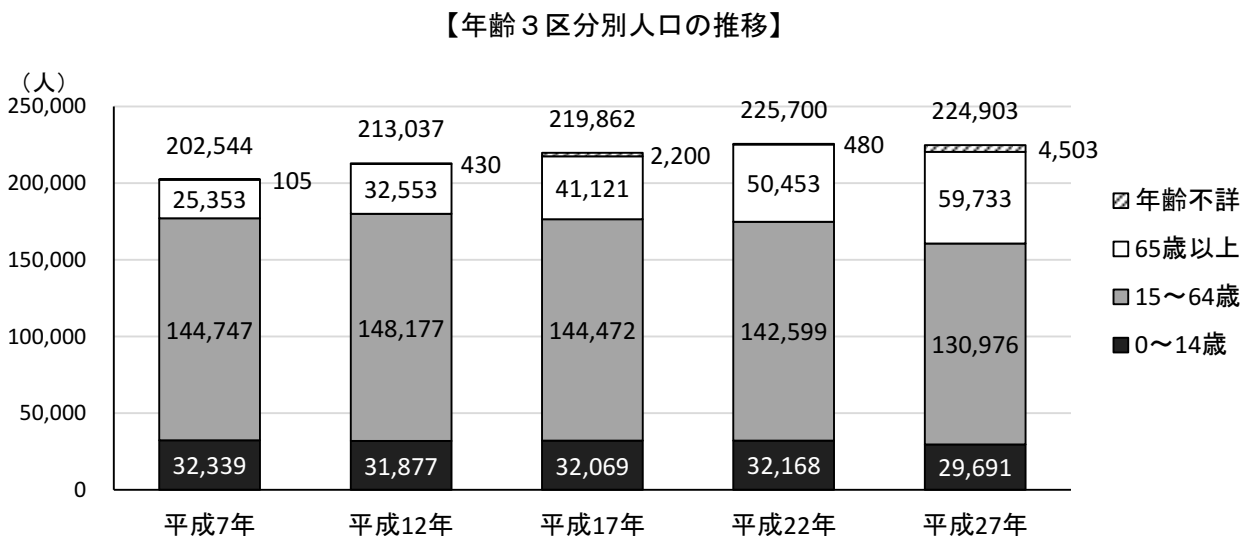
総人口は、平成27年（2015年）で224,903人と、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけてわずかに減少しています。

一般世帯は平成27年（2015年）で94,056世帯と年々増加していますが、一世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成27年（2015年）で2.39人となっています。



資料：国勢調査

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は、平成22年（2010年）まで増加していますが、平成27年（2015年）で減少しています。15～64歳（生産年齢人口）は、平成12年（2000年）以降年々減少し、65歳以上（高齢者人口）は、一貫して増加の傾向にあります。



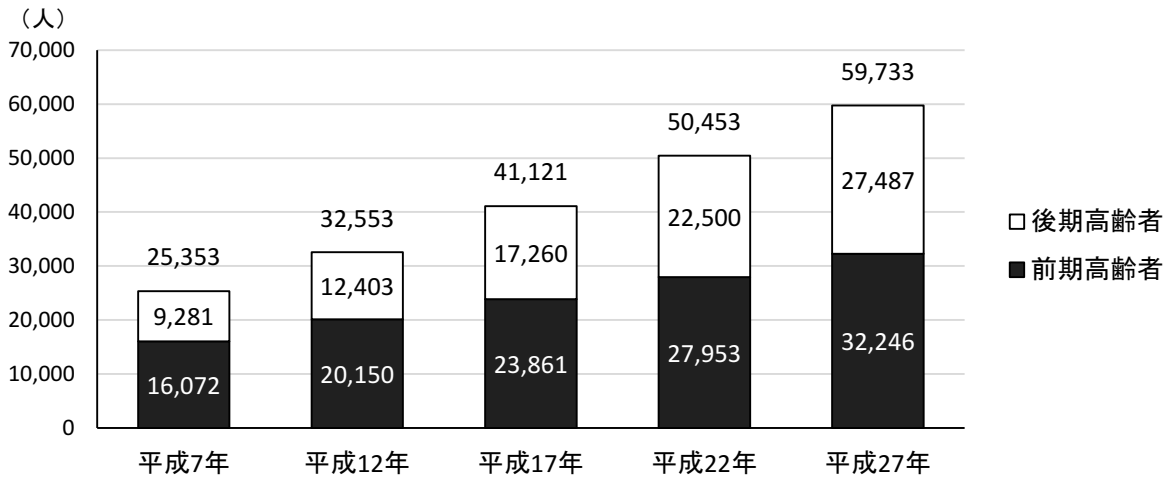
資料：国勢調査

## 2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、平成7年（1995年）の25,353人（高齢化率12.5%）が、平成27年（2015年）では59,733人（高齢化率26.6%）と、約2倍近くまで増加しています。

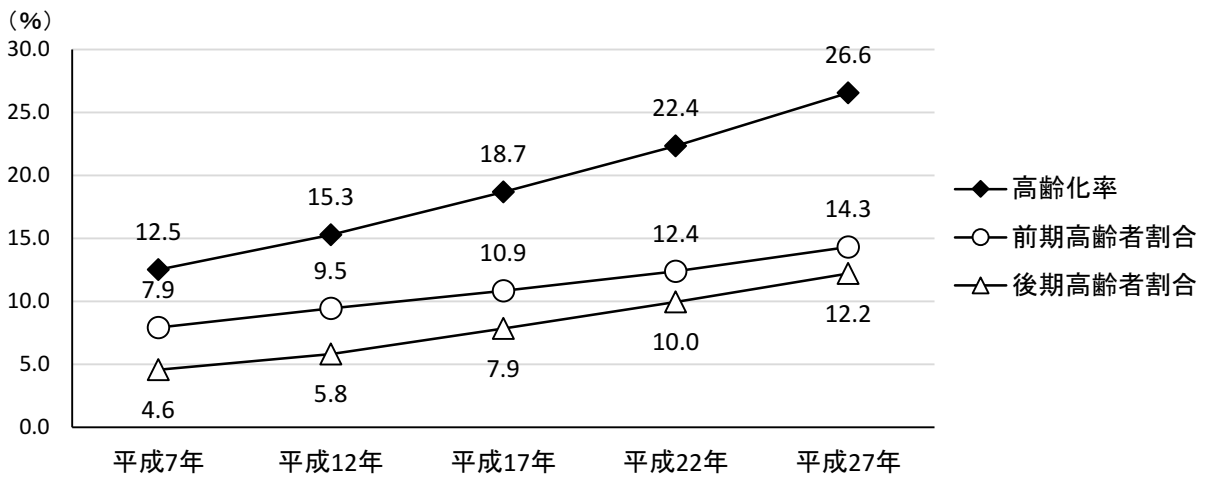
高齢者人口を年齢別にみると、前期高齢者・後期高齢者ともに年々増加していますが、特に後期高齢者の増加が大きくなっています。

【高齢者人口の推移】



資料：国勢調査

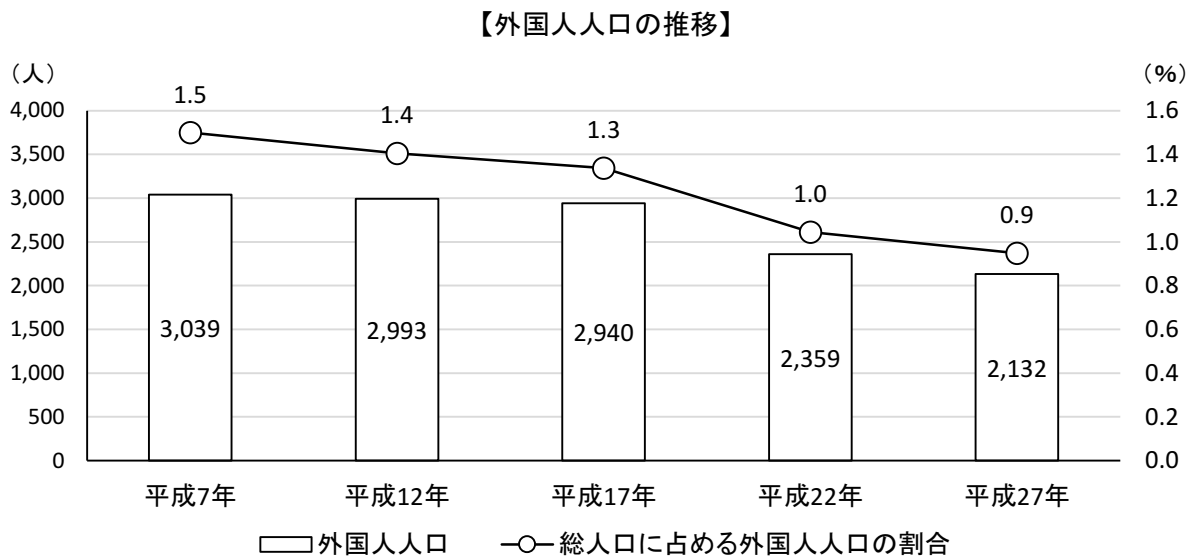
【高齢者割合（高齢化率）の推移】



資料：国勢調査

### 3) 外国人人口の推移

外国人人口は、年々減少の傾向にあり、平成27年（2015年）で2,132人、外国人の占める割合（構成比）は総人口の0.9%となっています。



資料：国勢調査

#### 4) 世帯構成

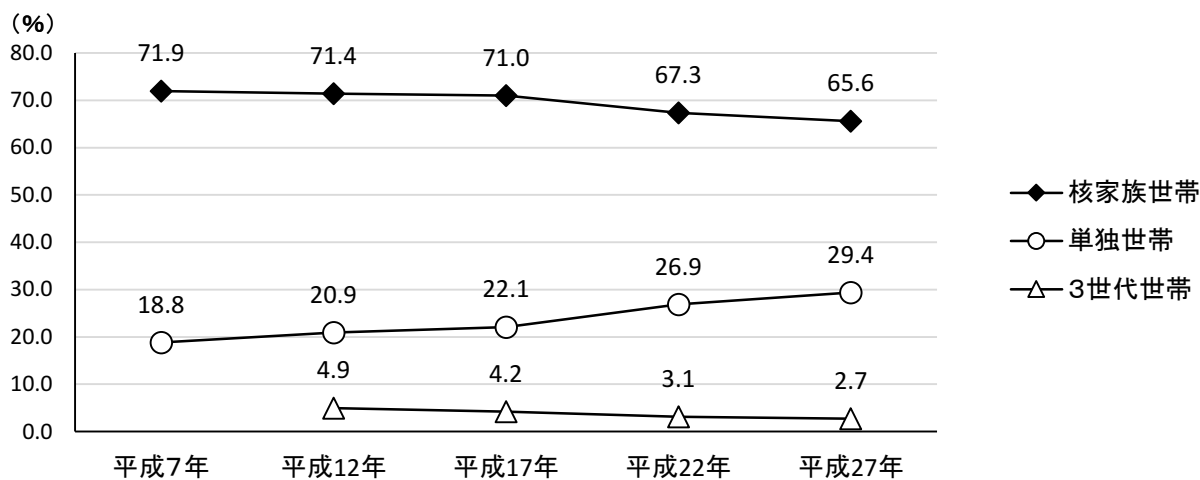
一般世帯<sup>4</sup>の構成をみると、「核家族世帯」「単独世帯」は、増加の傾向にあり、特に「単独世帯」の増加が大きく、平成27年（2015年）で全体の29.4%を占めています。

一方で、3世代世帯は、年々減少しており、平成27年（2015年）で2,529世帯（構成比2.7%）となっています。

【世帯構成別一般世帯の推移】

（単位：世帯、%）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056
親族のみの世帯	世帯数	57,673	62,136	64,726	66,525	65,937
	構成比	81.0	78.8	77.6	72.6	70.1
核家族世帯	世帯数	51,228	56,289	59,270	61,694	61,708
	構成比	71.9	71.4	71.0	67.3	65.6
核家族以外の世帯	世帯数	6,445	5,847	5,456	4,831	4,229
	構成比	9.0	7.4	6.5	5.3	4.5
非親族を含む世帯	世帯数	158	200	282	453	386
	構成比	0.2	0.3	0.3	0.5	0.4
単独世帯	世帯数	13,403	16,499	18,440	24,643	27,642
	構成比	18.8	20.9	22.1	26.9	29.4
世帯の家族類型「不詳」	世帯数	0	0	0	35	1
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(別掲)3世代世帯	世帯数	-	3,901	3,483	2,881	2,529
	構成比	-	4.9	4.2	3.1	2.7



資料：国勢調査

※平成7年の「3世代世帯」は非公表。

<sup>4</sup> 国勢調査では、世帯を一般世帯及び施設等の世帯に分類し、一般世帯は住居と生計を共にしている人の集まり等、施設等の世帯は病院・療養所の入院者等としています。



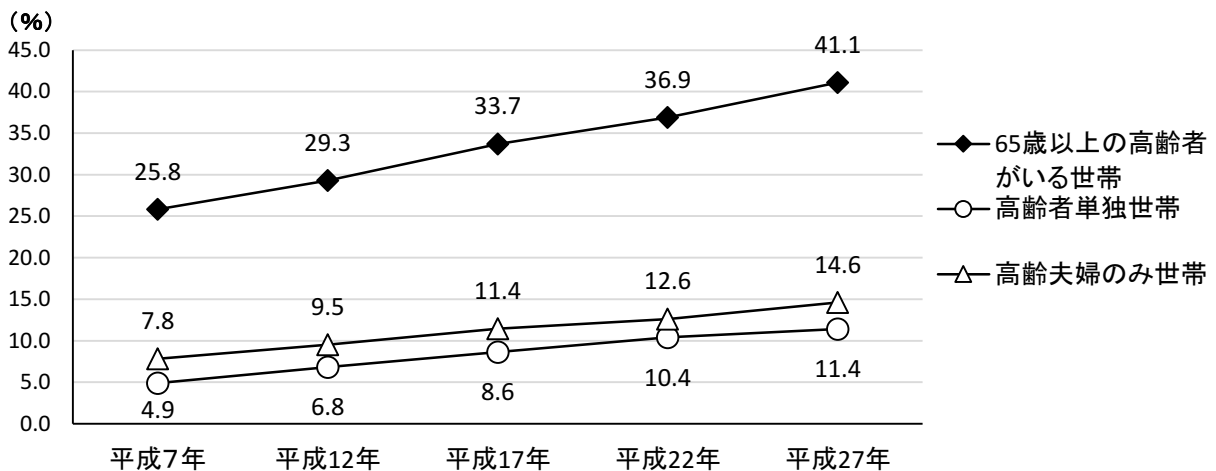
一般世帯のうち、「65歳以上の高齢者がいる世帯」は、年々増加しており、平成27年（2015年）で38,658世帯と全体の41.1%を占めています。

また、「高齢者単独世帯」「高齢夫婦のみ世帯<sup>5</sup>」も年々増加しています。

### 【高齢者世帯の推移】

（単位：世帯、%）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056
65歳以上の高齢者がいる世帯	世帯数	18,392	23,082	28,112	33,809	38,658
	構成比	25.8	29.3	33.7	36.9	41.1
高齢者単独世帯	世帯数	3,492	5,379	7,212	9,537	10,726
	構成比	4.9	6.8	8.6	10.4	11.4
高齢夫婦のみ世帯	世帯数	5,573	7,506	9,553	11,548	13,727
	構成比	7.8	9.5	11.4	12.6	14.6



資料：国勢調査

ひとり親世帯は、平成22年（2010年）まで増加していましたが、平成27年（2015年）に減少し、平成27年（2015年）で1,269世帯（構成比1.3%）となっています。

### 【ひとり親世帯の推移】

（単位：世帯、%）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056
ひとり親世帯	世帯数	778	1,078	1,364	1,401	1,269
	構成比	1.1	1.4	1.6	1.5	1.3
母子世帯	世帯数	647	947	1,224	1,231	1,138
	構成比	0.9	1.2	1.5	1.3	1.2
父子世帯	世帯数	131	131	140	170	131
	構成比	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

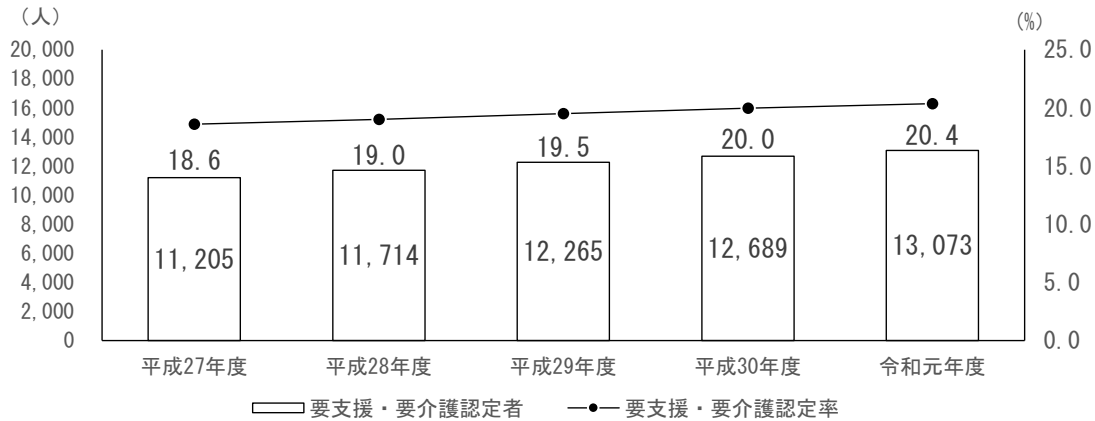
資料：国勢調査

<sup>5</sup> 高齢夫婦のみ世帯は、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

## 5) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者は、年々増加しており、令和元年（2019年）で13,073人（要支援・要介護認定率20.4%）となっています。

【要支援・要介護認定者の推移】



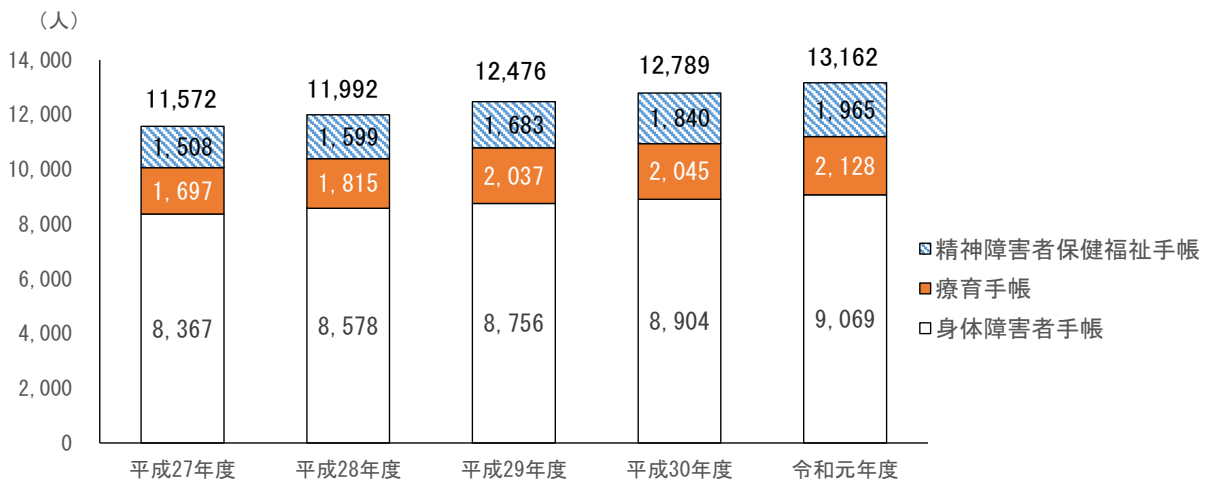
資料：介護保険状況報告（各年9月末現在）

※上記の要支援・要介護認定者数は第1号被保険者のみを表記しています。

## 6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれも年々増加しています。

【障害者手帳所持者の推移】



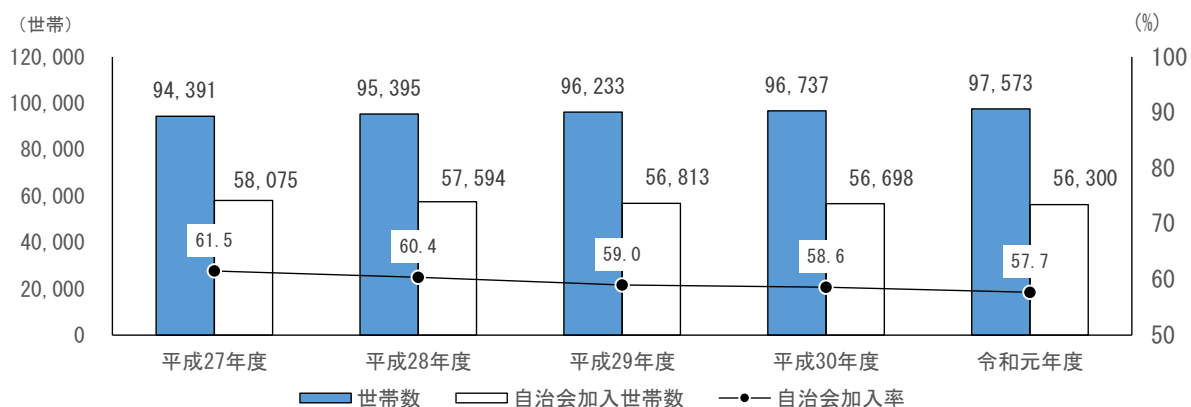
資料：市調べ（各年度末現在）

## 2. 地域における団体などの活動の状況

### 1) 自治会

世帯数が年々増加傾向にある中、自治会への加入世帯は年々減少しており、令和元年度（2019年度）で56,300世帯、加入率は57.7%となっています。

【自治会における加入世帯数・加入率の推移】

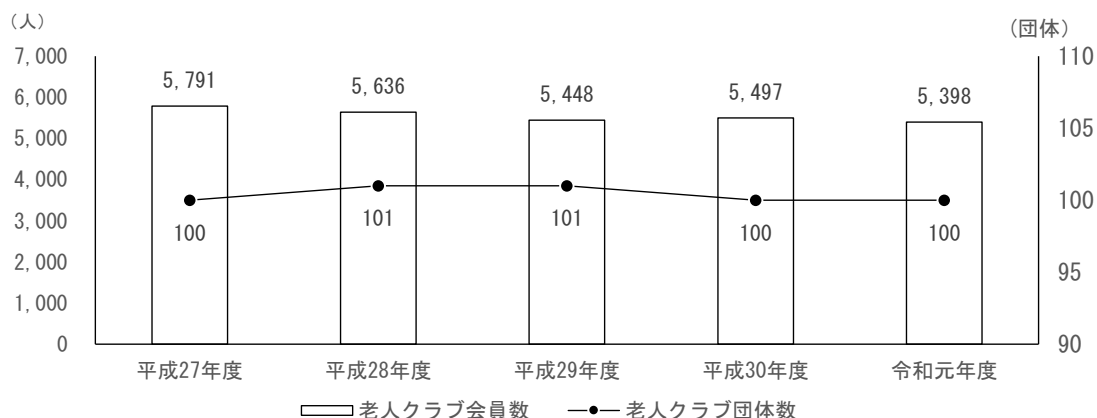


資料：市調べ（各年度末現在）

※自治会加入率の算出にあたり、世帯数は「推計人口と世帯数」（国勢調査に基づく推計）の各年4月1日現在の世帯数を用いて算出しています。

### 2) 老人クラブ

老人クラブの会員数は、平成26年度（2014年度）で6,000人を超えていましたが、平成27年度（2015年度）以降、年々減少しており、令和元年度（2019年度）で5,398人となっています。団体数は、ほぼ横ばいの状況にあり、令和元年度（2019年度）で100団体となっています。

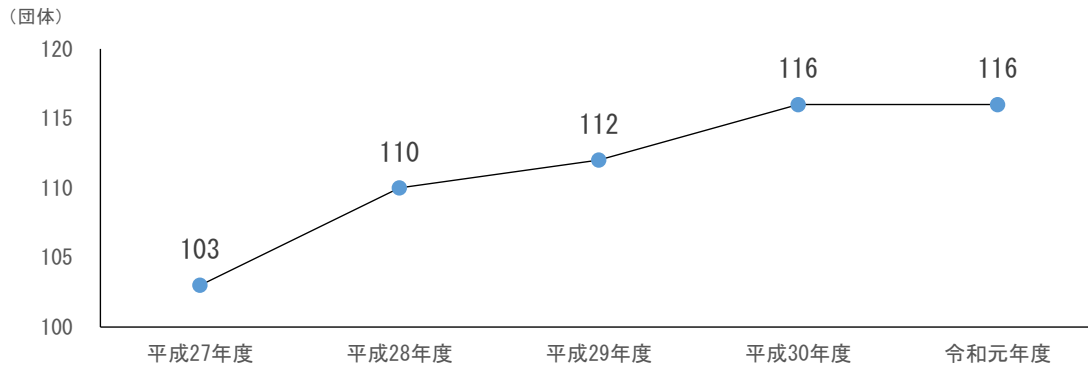


資料：市調べ（各年度末現在）

### 3) NPO 団体

NPO 団体数は年々増加傾向にあり、令和元年度で 116 となっています。

【NPO 団体数の推移】

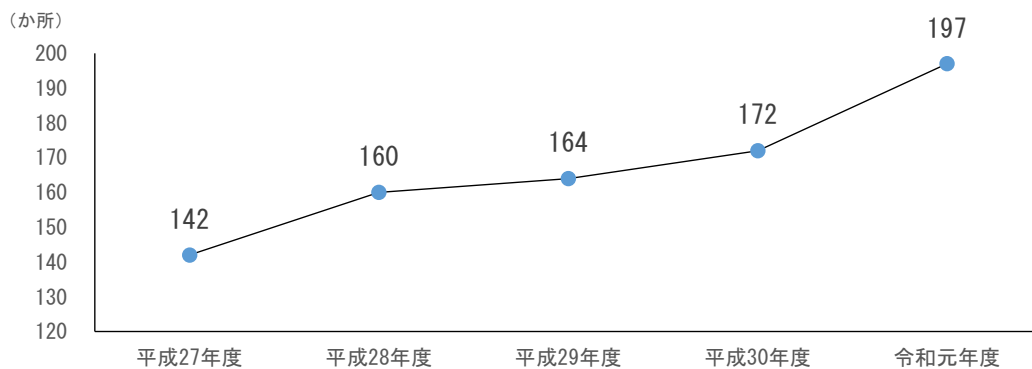


資料：市調べ（各年度末現在）  
※市内で認証された NPO 団体数。

### 4) サロンなどの地域における常設の居場所

サロンなどの地域における常設の居場所数は、年々増加しており、令和元年度（2019 年度）で 197 か所となっています。

【サロンなどの地域における常設の居場所数の推移】



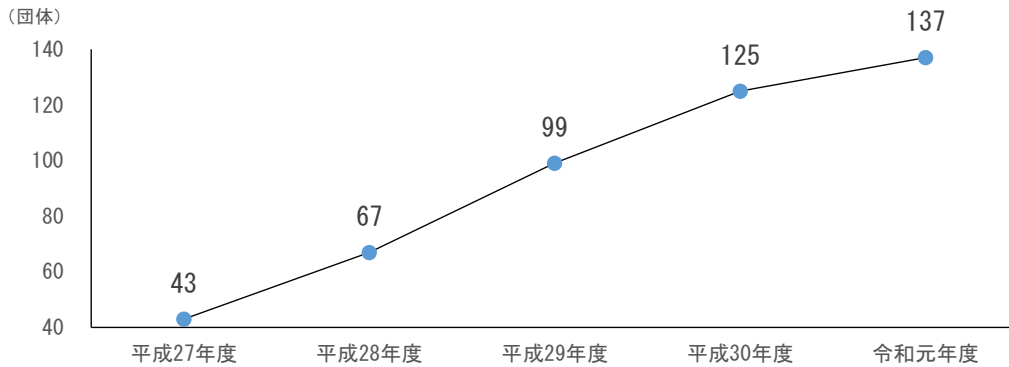
資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）  
※ふれあいいいききサロン<sup>6</sup>及びミニデイサービスの箇所数を記載。

<sup>6</sup> ふれあいいいききサロンとは、平成 6 年(1994 年)、全国社会福祉協議会が提唱した高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民活動プログラムをいう。

## 5) いきいき百歳体操

いきいき百歳体操の実施団体数は、年々増加しており、令和元年度（2019年度）で137か所となっています。

【いきいき百歳体操の実施団体数】

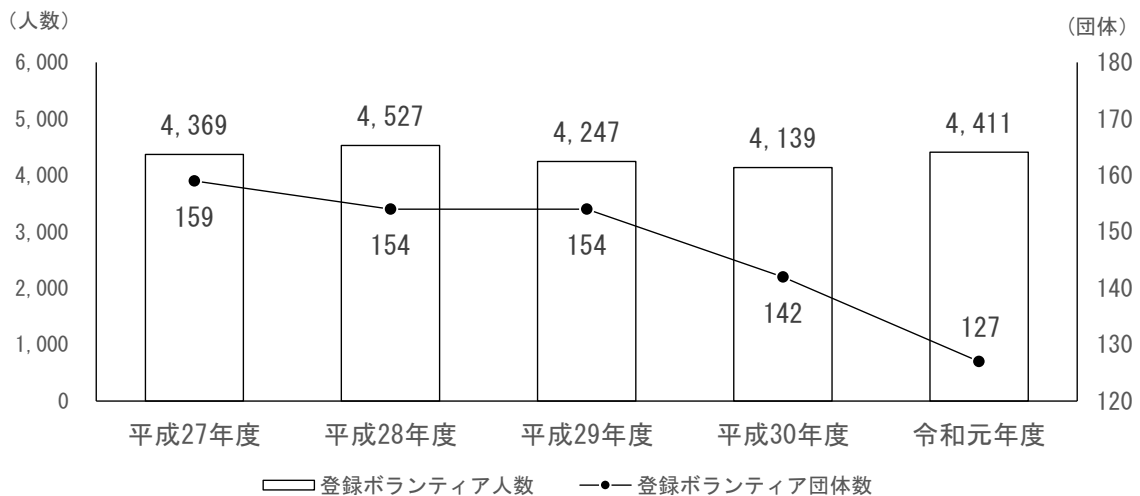


資料：市調べ（各年度末現在）

## 6) ボランティア活動

宝塚市ボランティア活動センターにおける登録ボランティアは、緩やかに減少しており、令和元年度（2019年度）で4,411人となっています。また、ボランティア団体は、減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）で127団体となっています。

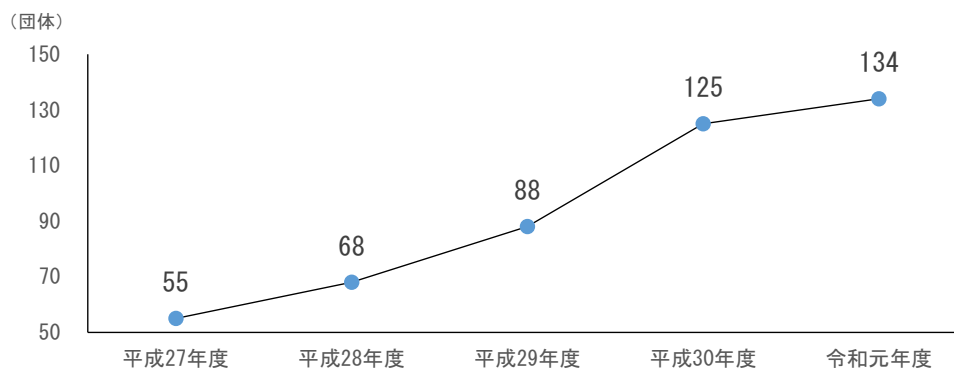
【ボランティア及びボランティア団体の推移】



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

## 7) 地域ささえあい会議

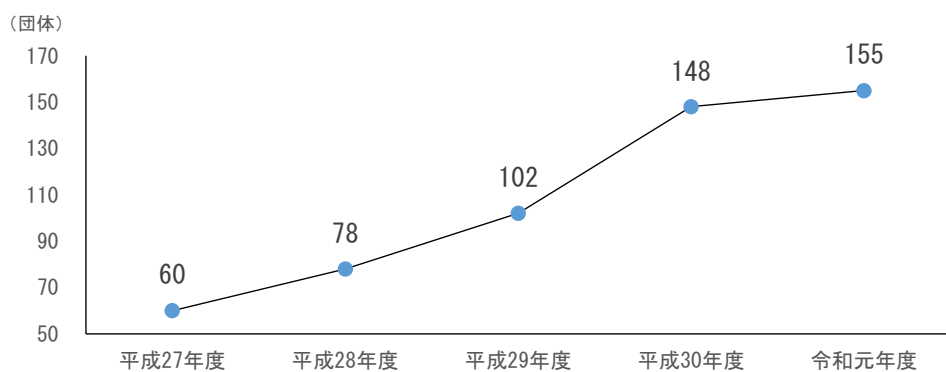
地域ささえあい会議の開催団体数は、各年増加しており、令和元年度（2019年度）で134箇所となっています。



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

## 8) 見守り・支え合い活動

見守り・支え合い活動を行う団体数は、各年増加しており、令和元年度（2019年度）で155箇所となっています。

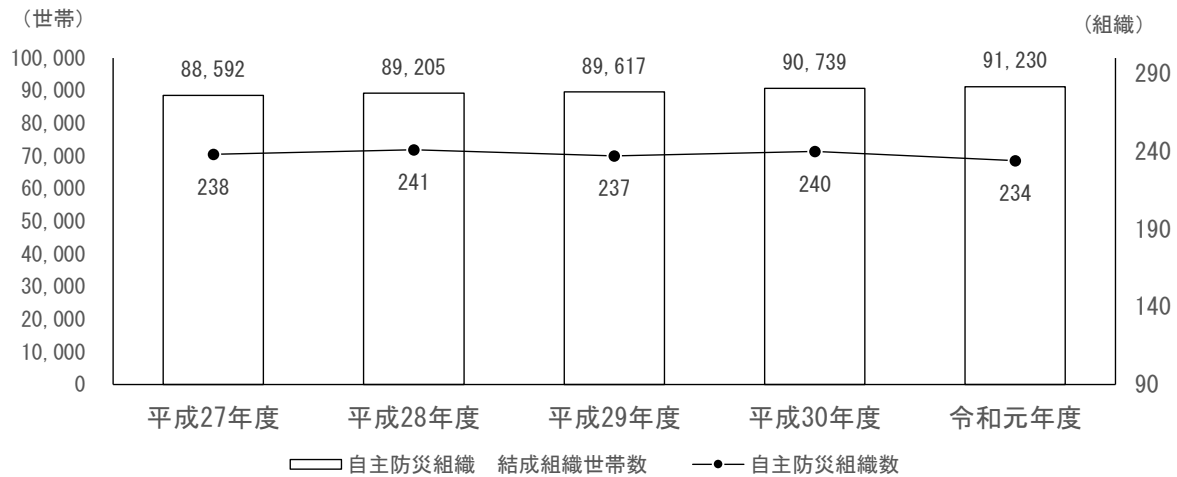


資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

## 9) 自主防災組織

自主防災組織の結成組織世帯数は、各年で増減しており、令和元年度（2019年度）で91,230世帯となっています。また、自主防災組織の数は、ほぼ横ばいで令和元年度に234団体となっています。

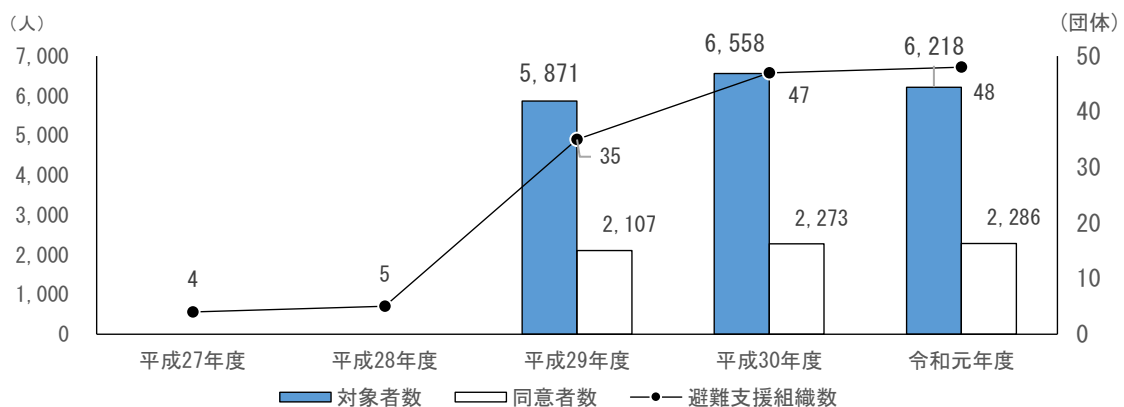
【自主防災組織の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

## 10) 災害時要援護者支援制度<sup>7</sup>の避難支援組織数

災害時要援護者支援制度の避難支援組織数は、増加しており、令和元年度（2019年度）で48団体となっています。



資料：市調べ（各年度末現在）

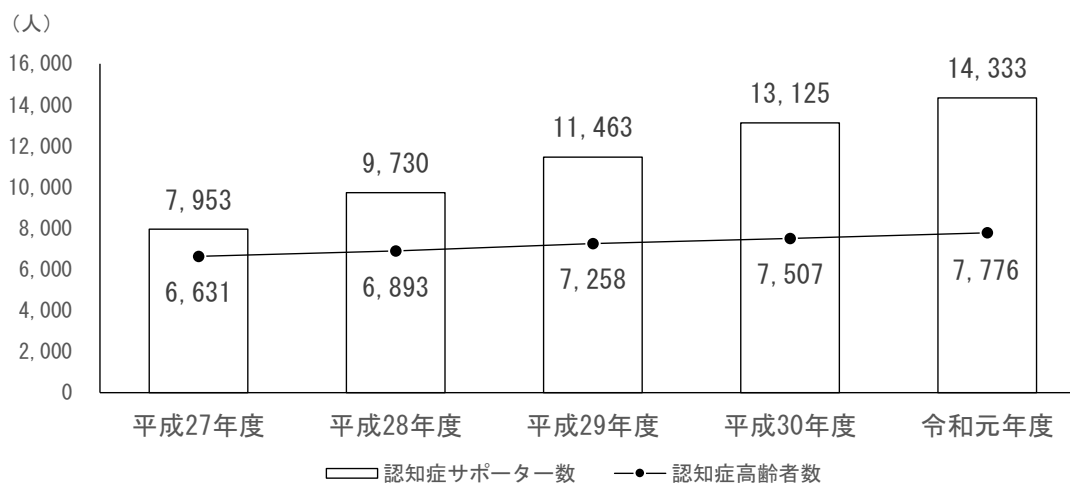
※対象者数・同意者数は制度が全市対象となった平成29年度以降の数値を記載しています。

<sup>7</sup> 災害時要援護者とは、高齢者世帯、要介護者、障碍（がい）のある人、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れた外国人といった災害時に一人で避難が難しい住民のことをいう。このうち、避難対策の対象者の範囲や優先順位は各自治体が決める。本市における災害時要援護者の対象者は、身体障害者手帳1,2級、療育手帳、精神障害保健福祉手帳1級の所持者、介護保険制度の要介護度区分が要介護3~5の人、生命維持に必要な医療的ケアを受けている人（人工透析患者など）。政府が平成21年度（2009年度）を目途に各市町村で支援の方針を策定するよう呼びかけていた。

## 11) 認知症サポーター

認知症の人が年々増加する中、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」は、年々増加しており、令和元年度（2019年度）で14,333人となっています。

【認知症サポーター数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

※認知症の人については、要介護認定における日常生活自立度Ⅱ以上を対象としています。

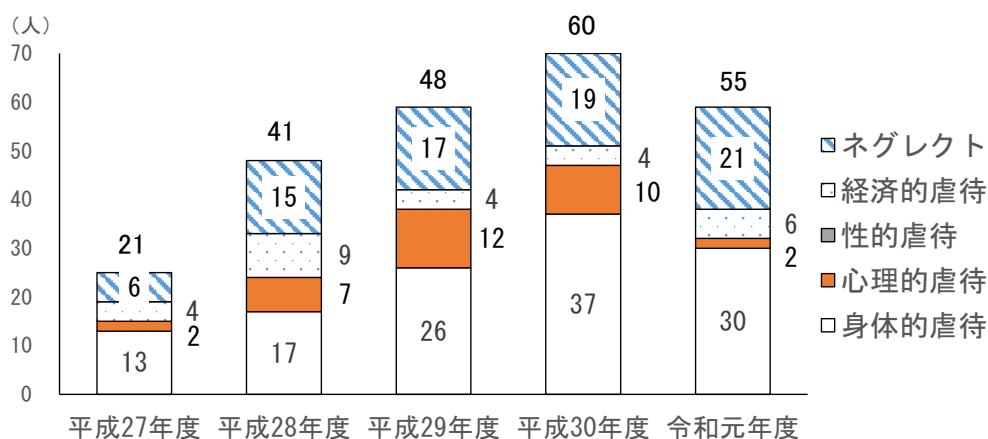


### 3. 地域における社会問題の状況

#### 1) 高齢者虐待認定件数

高齢者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）で延59件となっています。虐待ケース別にみると、令和元年度（2019年度）は「身体的虐待」が最も多く、次いで「ネグレクト<sup>8</sup>」、「経済的虐待」と続き、「身体的虐待」が毎年度最も多くなっています。なお、虐待のケース類型は重複があるため、認定件数の合計と一致しません。

【高齢者虐待認定件数の推移】

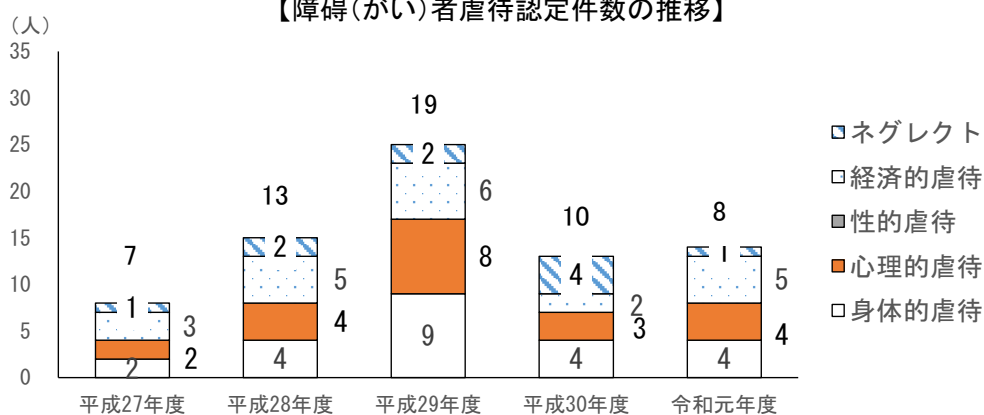


資料：市調べ（各年度末現在）

#### 2) 障害（がい）者虐待認定件数

障害（がい）者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は、各年増減があり、令和元年度（2019年度）で18件となっています。虐待ケース別にみると、令和元年度（2019年度）は「経済的虐待」が最も多く、次いで「身体的虐待」、「心理的虐待」と続きます。なお、虐待のケース類型は重複があるため、認定件数の合計と一致しません。

【障害（がい）者虐待認定件数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

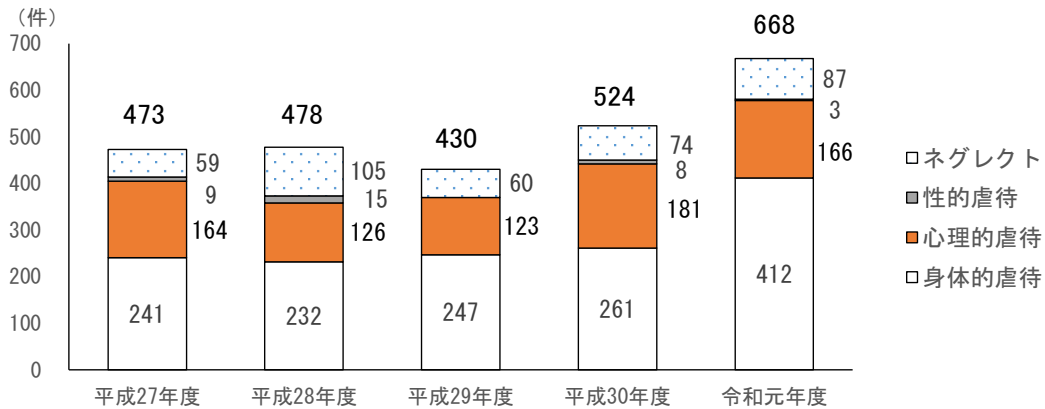
<sup>8</sup> ネグレクトとは、責任を放棄することで、乳幼児や高齢者、病人など、要養育、要介護者に適切な衣食住を与えないことなどをいう。

### 3) 児童虐待通告件数

児童虐待の新規通告件数は、各年増減があり、令和元年度（2019年度）で668件となっています。

虐待ケース別にみると、令和元年度（2019年度）は「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」、「ネグレクト」と続きます。

【児童虐待新規通告件数の推移】

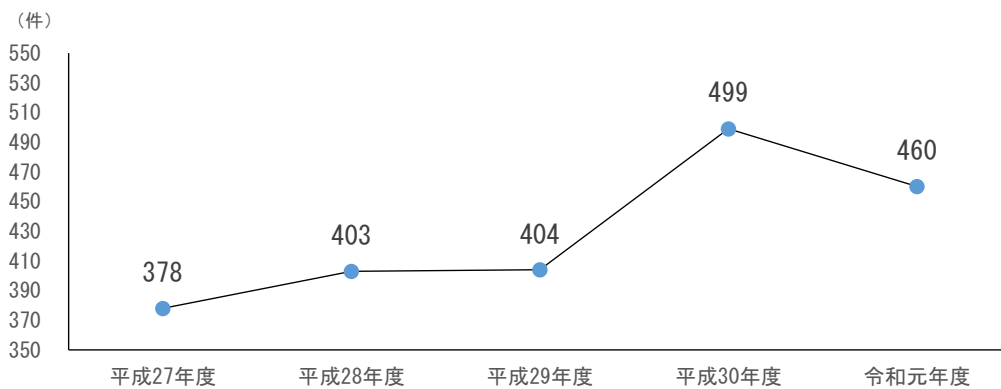


資料：市調べ（各年度末現在）

### 4) ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>9</sup>

ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数は年々増加しており、令和元年度（2019年度）で460件となっています。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

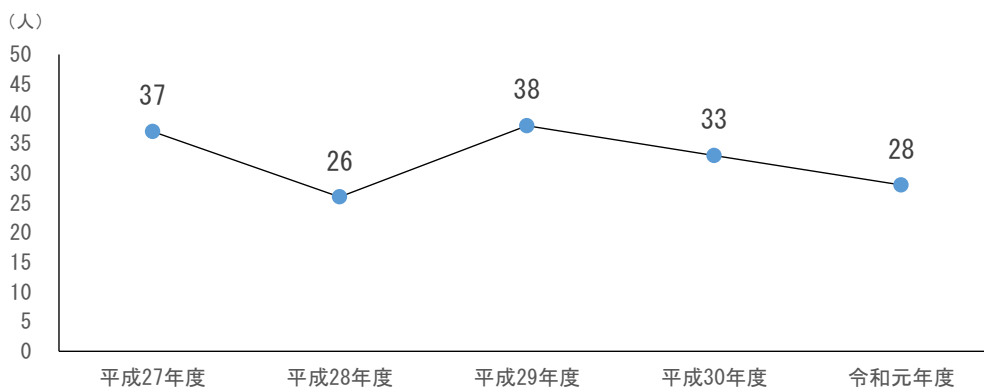
<sup>9</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などが含まれる。

## 5) 自殺の発生状況

自殺者数は、平成 28 年（2016 年度）まで年々減少していましたが、平成 29 年（2017 年度）において増加し、以降減少しています。令和元年度（2019 年度）には 28 人となっています。

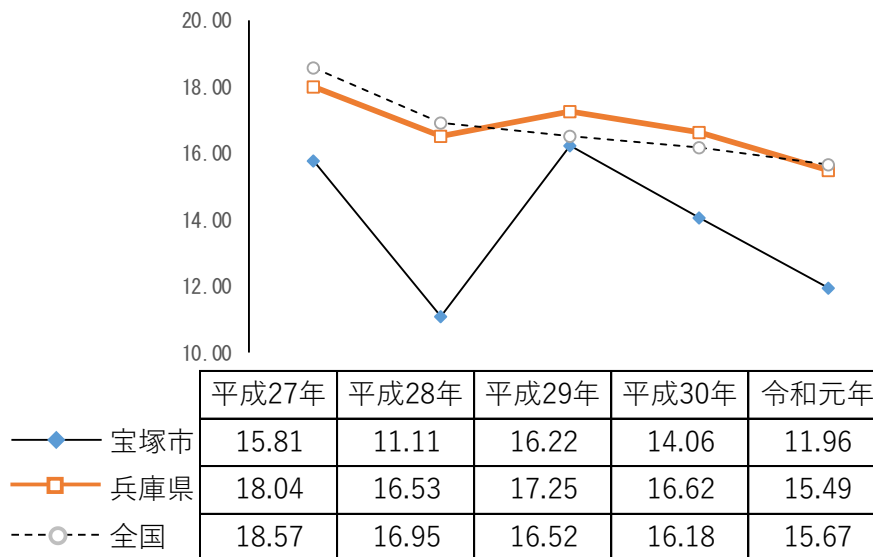
自殺死亡率（人口 10 万対）は、令和元年（2019 年）で 11.96 となっており、各年ともに全国・兵庫県に比べて自殺死亡率が低くなっています。

【自殺者数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

【自殺死亡率※の推移】



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

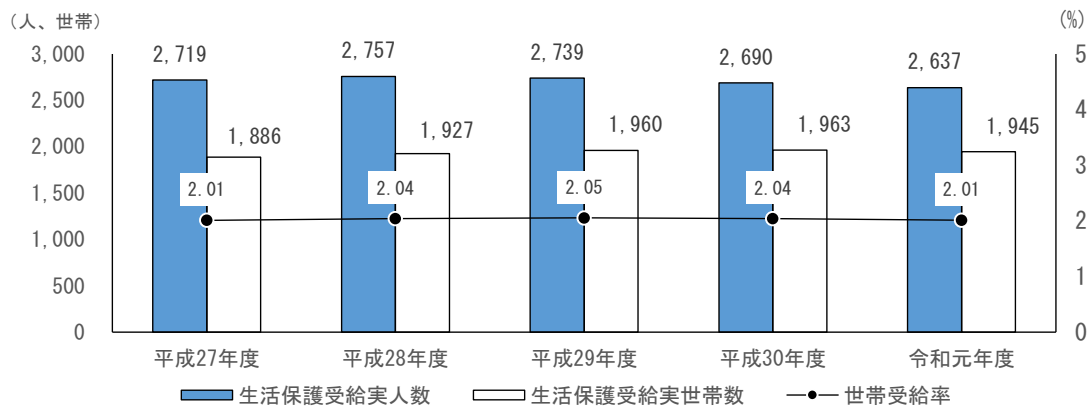
※自殺死亡率は、人口 10 万人あたりの自殺者数

## 6) 生活保護の状況

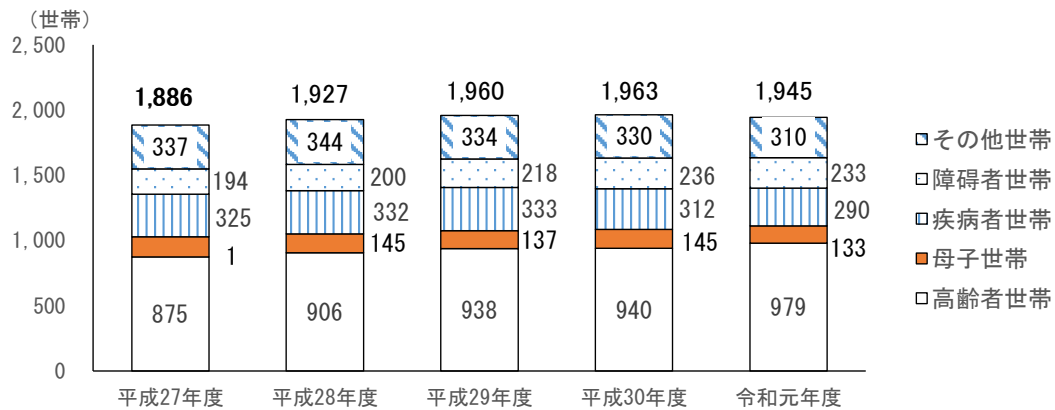
生活保護の受給状況について、生活保護受給実人数は、平成28年度（2016年度）まで増加していましたが、以降減少し、令和元年度（2019年度）に2,637人となっています。実世帯数は、年々増加しており、令和元年度（2019年度）で1,945世帯（世帯受給率2.01%）となっています。

世帯別にみると、各年度ともに、「高齢者世帯」において生活保護を受給されている世帯が多くなっています。

【生活保護の受給状況の推移】



【世帯別生活保護の受給状況の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

※世帯受給率の算出にあたり、世帯数は「推計人口と世帯数」（国勢調査に基づく推計）の各年4月1日現在の世帯数を用いて算出しています。

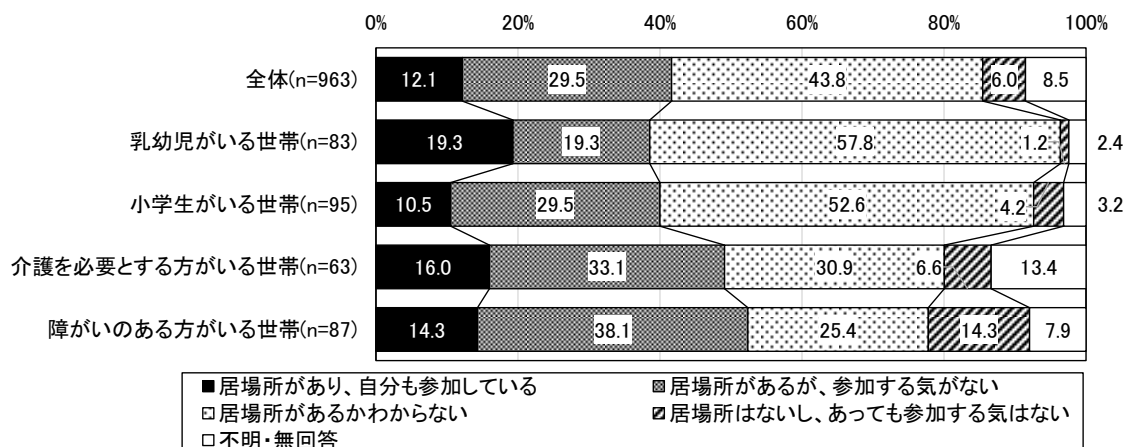
## 4. 市民の意識（市民アンケート調査結果の概要）

### ■地域住民で交流できる居場所

○ 自宅から歩いて行ける範囲の地域住民で交流できる居場所については、「居場所があり、参加している」市民は1割程度、「居場所があるかわからない」市民は4割である。

特に、乳幼児・小学生がいる世帯では、「居場所があるかわからない」が5割を超えて多く、障害（がい）のある方がいる世帯では、居場所に参加する気がないとする人が多い。

【歩いていける範囲の地域住民で交流できる居場所について】



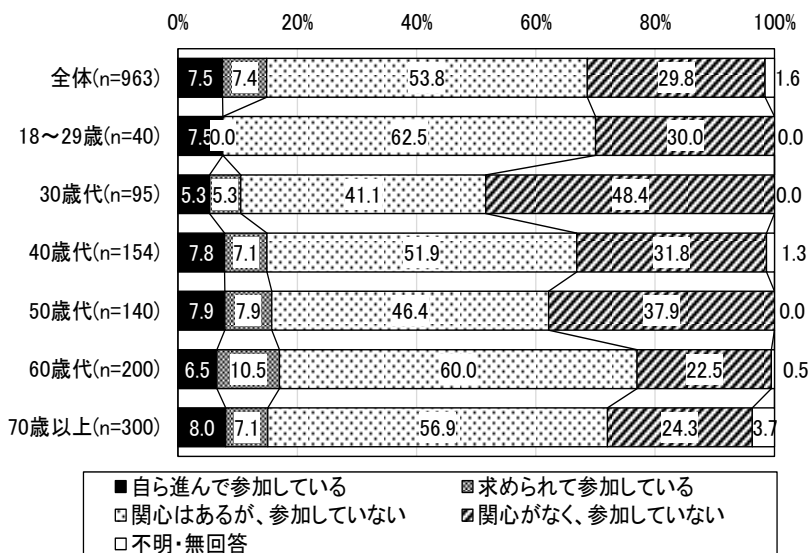
### ■地域活動への参加状況や活動内容、参加していない理由

○ 市民全体で、地域活動に参加している人は14.9%、「関心はあるが、参加していない」人は53.8%である。また、18～29歳と60歳以上では、特に「関心はあるが、参加していない」人が6割程度を占めて、他年齢と比べて多い。

○ 地域活動に参加している市民の活動内容をみると、「自治会の活動」が5割程度を占めて最も多く、「趣味などのサークル、グループ活動」、「ボランティア団体の活動」がつづく。

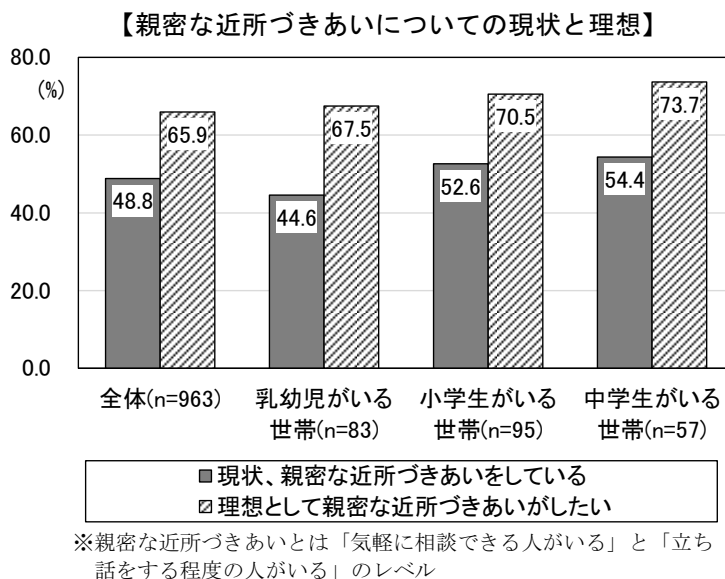
○ 地域活動に参加していない市民の参加していない理由をみると、「仕事や家事・育児などで忙しいから」が3割台半ばを占めて最も多く、「体力的に無理だから」「どのような行事や活動があるかわからないから」がつづく。また、地域活動への参加条件では、「活動する時間的な余裕がある」「都合に合わせて参加できる」が3割程度を占めて多い。

【地域活動への参加状況】



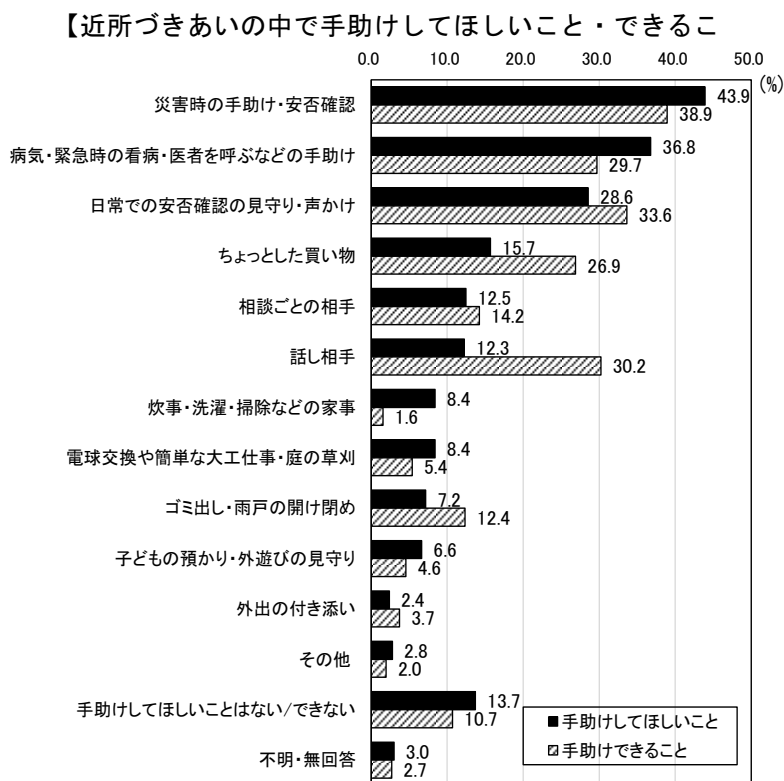
## ■親密な近所づきあいについての現状と理想

- 現状で親密な近所づきあいをしている人は、小学生や中学生がいる世帯で5割を超え、市全体(48.8%)を上回っているが、乳幼児のいる世帯では44.6%で市全体を下回る。
- 理想として、親密な近所づきあいを希望する人は、小学生や中学生がいる世帯で7割を超え、乳幼児のいる世帯でも67.5%で市全体(65.9%)を上回っている。なお、乳幼児のいる世帯では、親密な近所づきあいに対する現状と理想のギャップが比較的大きい。
- 乳幼児や小学生がいる世帯が近所のつきあいのなかで手助けしてほしいこととしては「子どもの預かり・外遊びの見守り」が3~4割を占めて多い。



## ■手助けしてほしいこと・できること

- 日常生活が不自由になったとき、近所のつきあいのなかで手助けしてほしいこととしては、「災害時の手助け・安否確認」「病気・緊急時の看護・医者と呼ぶなどの手助け」といった非常時・緊急時の対応が多く、「日常生活での安否確認の見守り・声かけ」がつづく。
- また、介護を必要とする方がいる世帯の人や障碍(がい)のある方がいる世帯の人では、「ちょっとした買い物」「電球交換や簡単な大工仕事・庭の草刈」なども他と比べて多い。
- 近所のつきあいのなかで手助けできることとしては、「災害時の手助け・安否確認」が4割で最も多く、「日常生活での安否確認の見守り・声かけ」が3割程度でつづく。
- 乳幼児や小学生がいる世帯が近所のつきあいのなかで手助けしてほしいこととしては「子どもの預かり・外遊びの見守り」が3~4割を占めて多い。



## ■権利擁護<sup>10</sup>に関する仕組み・機関などの認知状況

- 市民全体の権利を守るための仕組み・機関に関する認知率（「内容まで知っている」人の割合）をみると、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターは3.3%、成年後見制度<sup>11</sup>は22.1%、日常生活自立支援事業は4.7%となっている。

70歳以上では、成年後見制度と日常生活自立支援事業<sup>12</sup>は、市民全体と比べて低く、介護を必要とする方がいる世帯の人や障害（がい）のある方がいる世帯の人でも、認知状況は十分とは言えない。

【権利を守るための仕組み・機関の認知率（「内容まで知っている」と回答した人の割合）（%）】

	権利擁護支援センター	成年後見制度	日常生活自立支援事業
全体(n=963)	3.3	22.1	4.7
18～29歳(n=40)	2.5	22.5	10.0
30歳代(n=95)	1.1	22.1	5.3
40歳代(n=154)	3.2	20.1	5.2
50歳代(n=140)	2.9	33.6	4.3
60歳代(n=200)	4.0	29.0	5.5
70歳以上(n=325)	3.7	14.2	3.1
介護を必要とする方のいる世帯(n=63)	6.3	25.4	3.8
障害（がい）のある方のいる世帯(n=87)	4.6	23.0	6.3

<sup>10</sup> 権利擁護とは、認知症や障害（がい）などにより、自分の権利や意思をうまく表現できない、不利益に気づかない人に代わって主張し、本人の権利を護ることをいう。特に福祉分野においては、福祉サービスの利用援助や苦情、不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援する。

<sup>11</sup> 成年後見制度とは、認知症、知的障害（がい）、精神障害（がい）などによって、判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人に代わって法律行為を行ったり、助けたりするものを選任し、その人の権利を守り、支援する制度のこと。

<sup>12</sup> 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害（がい）、精神障害（がい）者等のうち判断能力が不十分の方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

## 5. 活動者の意識（福祉活動者調査結果の概要）

### ■地域活動に対する意識、困っていること

○ 活動者の年齢をみると、70歳以上の人の割合は、民生委員で4割程度、自治会長とボランティアでは5割を超える。

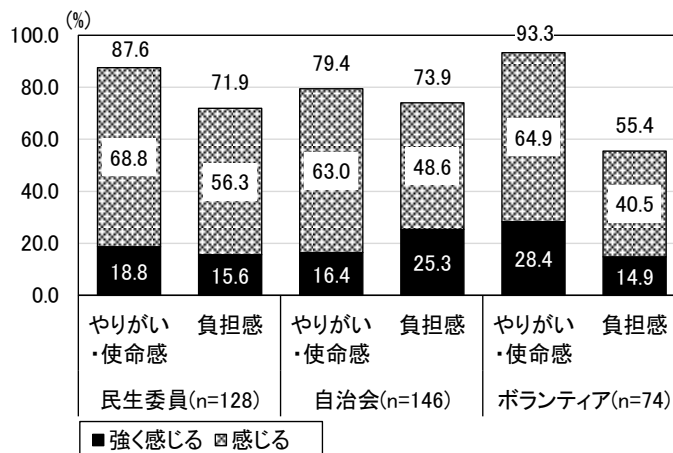
○ 活動者の地域活動に対する意識をみると、やりがい・使命感を持つ人は、民生委員、自治会長、ボランティアで8～9割を占める。

一方、負担感を持つ人は、民生委員と自治会長で7割程度、ボランティアでは5割台半ばを占める。

○ 活動するにあたって困っている、不安に思っていることについては、民生委員、自治会長、ボランティアともに「メンバーが高齢化・固定化している」が7～8割を占めて最も多い。

○ 地域の福祉活動者が抱える課題について、「支援を必要としている人への支援の範囲、支援方法がわからない」と「支援が困難な場合の相談先が判断しにくい」が2割を占めて比較的多い。また、「支援が困難な場合の相談先が判断しにくい」ケースの具体的な内容としては、「本人が周囲との関わりを拒否している」が非常に多い。

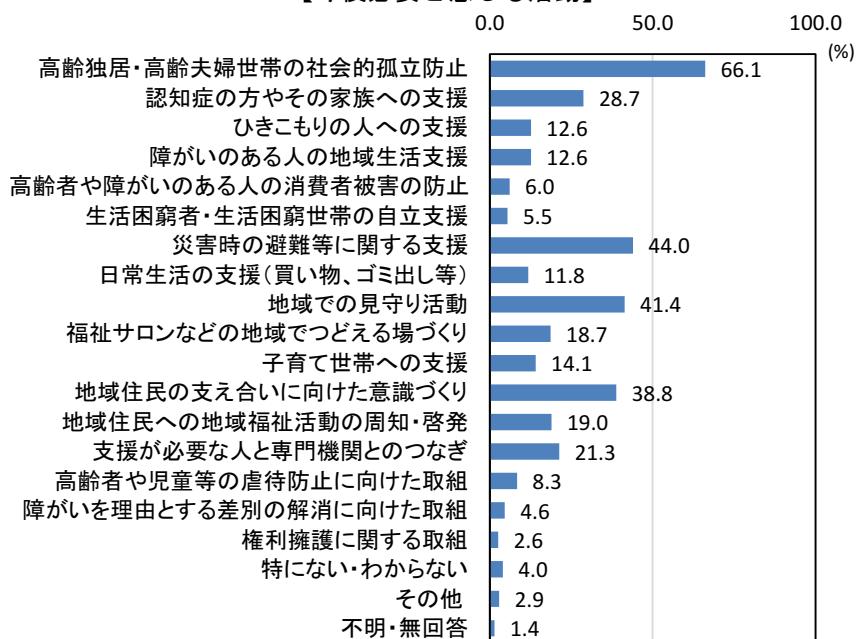
【地域活動に対する意識】



### ■地域活動に対する意識、困っていること

○ 地域の福祉活動者が今後対応していく必要があると感じている活動については、「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」が6割台半ばを占めて最も多く、「災害時の避難などに関する支援」「地域での見守り活動」が4割程度でつづく。

【今後必要と感じる活動】





■複合的な課題を抱える世帯の認知状況

- 民生委員が知っている「該当ケース」の割合は、複合的な課題を抱える世帯が 44.5%、社会的孤立状態にある人・世帯が 35.2%、生活困窮者・生活困窮世帯が 41.4%、ひきこもりの方が 26.5%となっている。

【地域活動を通じて該当ケースを知っている割合 (%)】

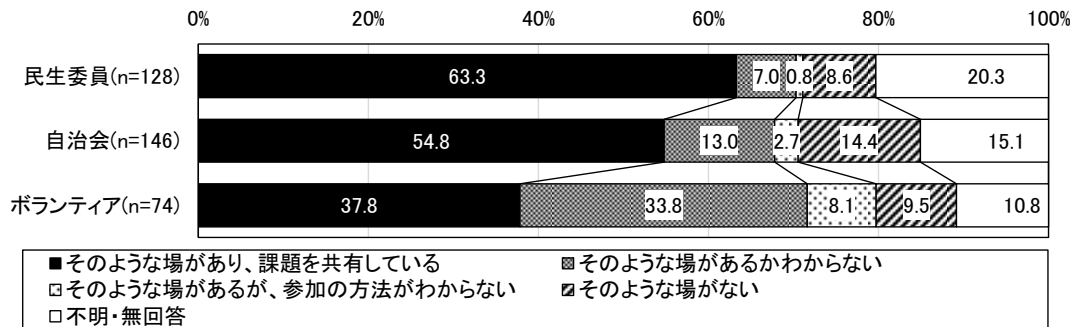
	複合的な課題を抱える世帯	社会的孤立状態にある人・世帯	生活困窮者・生活困窮世帯	ひきこもりの方
民生委員(n=128)	44.5	35.2	41.4	26.5
自治会(n=146)	22.6	18.5	13.0	17.1
ボランティア(n=74)	25.7	20.3	14.9	29.7

※該当ケースを知っているとは「該当ケースを知っており対応した」「該当ケースを知っているが未対応である」

■課題・不安を共有する場や会議の有無

- 地域の福祉活動者で、地域やグループで活動する中で気づいた課題・不安を共有する場や会議があるとする人は、民生委員で 63.3%、自治会で 54.8%となっている。

【地域などで課題・不安を共有する場・会議の状況】



## 6. 宝塚市地域福祉計画（第2期）の総括・評価

地域福祉計画（第3期）の策定にあたり、宝塚市地域福祉計画（第2期）の施策展開の方針ごとに、評価を行いました。平成24年度（2012年度）から令和元年度（2019年度）までの8年間で特に進んだと評価できるものと、特に足りないとして評価できるものは、以下のとおりです。

施策展開の方針	進んだと評価できるもの	不十分であると評価できるもの
①地域住民の交流の促進	地域の情報を発信することの重要性が意識され、具体的な取組につながっている。	支援の必要な方が参加できるようなイベントの実施や、生きづらさを感じている人を正しく理解する機会づくりが必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会ブログ開設数(H24年度6件→R1年度20件)</li> <li>・各種広報紙の全戸配布化、カラー化、配布頻度増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅居住者への参加呼びかけが難しい。</li> <li>・「生きづらさ」を感じている人に関する情報を正しく理解する場が必要（ワーキング会議より）</li> </ul>
②地域福祉活動に対する支援	福祉の課題解決を意識した取り組みへの支援が始まっている。	高齢化により既存の活動者が活動から退かれる、または活動者の不足から退くことができずに負担を抱えている。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会では地域福祉活動の実施にあたり、実践者に福祉の課題解決につながるよう活動内容を検討してもらう体制を整えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターにおけるボランティア登録者数(H24年度4,961人→R1年度4,411人)</li> <li>・まちづくり協議会の部会活動を負担に感じている地域もある。</li> </ul>
③人材育成	講座など人材育成の機会と参加者が増え、知識や関心が高まっている。	知識を身につけた人とその人が活躍できる場のコーディネートが不十分である。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター延べ数(H24年度3,463人→R1年度14,333人)</li> <li>・お互いさまのまちづくり縁卓会議において、居場所づくり、健康・生きがい就労、広報・情報の3部会が立ち上がり、活動を行っている。(H24年度未設置→R1年度22人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座修了後、その人の「地域」での活躍状況についての把握ができていないことがある。</li> </ul>

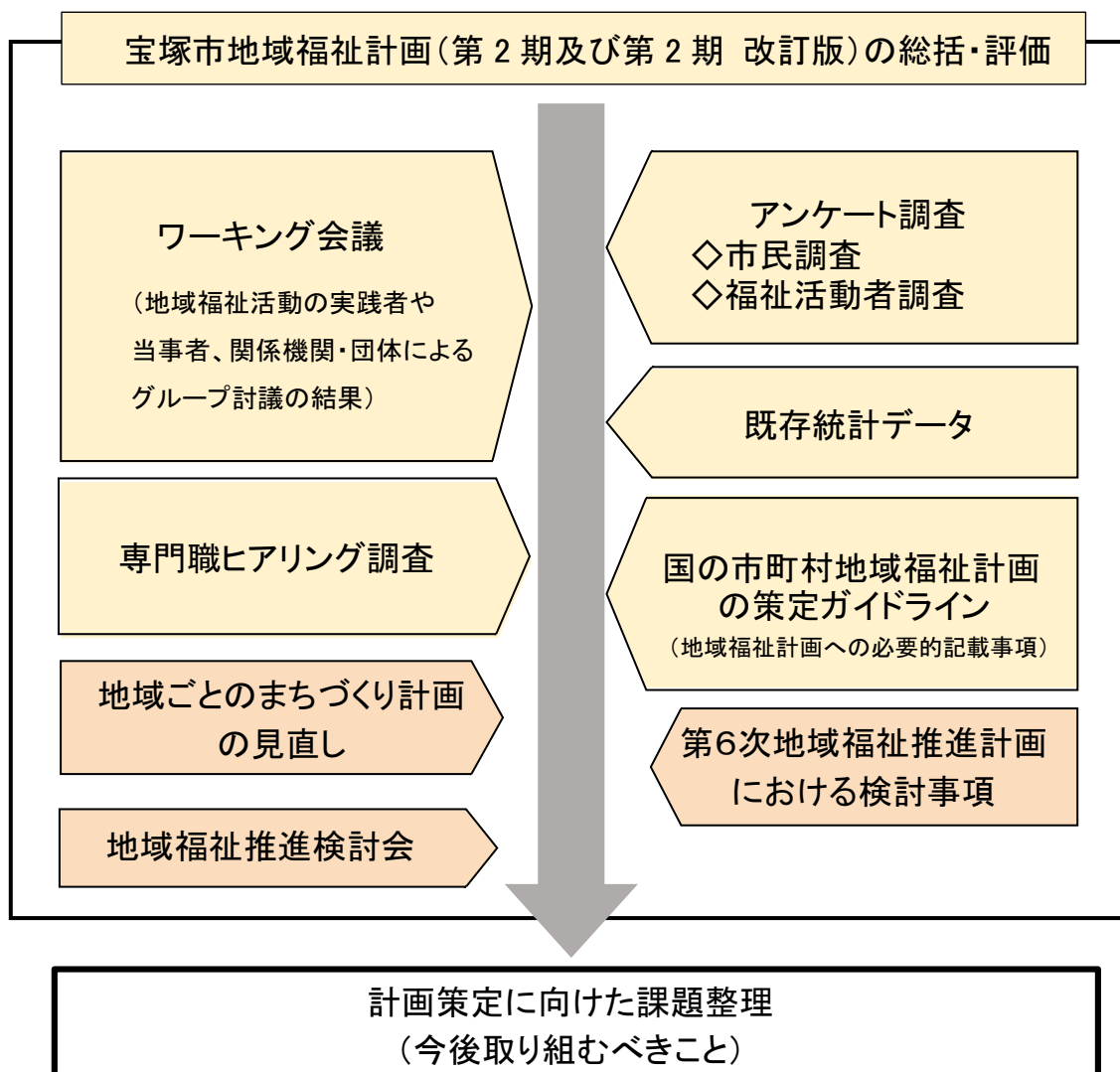
<p>④相談体制及び支援体制の充実</p>	<p>福祉の制度における狭間を埋めるためのネットワークづくりが進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援ネットワークの創設</li> <li>・権利擁護支援者連絡会の開催回数 (H24 年度 2 回→R1 年度 3 回)</li> </ul>	<p>相談や支援を必要とする人に対するアウトリーチが不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に支援の必要性についての認識がないが客観的に支援を必要とする方などへの、ニーズの掘り起こしの体制に課題がある。</li> <li>・7つの地区・ブロックなどにおいて、専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりが必要。(地域福祉推進検討会より)</li> <li>・多分野間の連携を調整する機能・仕組みの構築と強化(専門職ヒアリングより)</li> <li>・子ども、子育て世帯が抱えている課題の地域での潜在化。(ワーキング会議より)</li> </ul>
<p>⑤権利擁護の推進</p>	<p>虐待などに対する対応が充実してきている。 成年後見制度の認知が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の虐待通告件数(H24 年度 183 件→R1 年度 668 件)</li> <li>・高齢者虐待防止ネットワーク会議に障害(がい)者虐待も加えて一体的に実施、また、相談の帳票を統一している。</li> <li>・成年後見制度に関する相談・支援件数 (H24 年度 365 件→R1 年度 595 件)</li> </ul>	<p>虐待などが起こる前の積極的な体制が不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内における潜在的な問題を早期に解決するためには、支援体制の整備とともに、当事者が SOS を出せる環境も必要であり、長期的に取り組まなければならない。</li> <li>・認知症により必要なサービスが利用できなかつたり、金銭管理が不十分なために不利益を被る恐れのある高齢者の増加が予想される。</li> </ul>
<p>⑥情報提供の充実</p>	<p>情報の提供手段が増えて、多様なニーズに応えようと努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宝塚生活ガイドブック、障害(がい)者(児)福祉ハンドブック、いきいきガイドブック、子育て情報誌たからばこなどの発行</li> </ul>	<p>相談や支援を必要とする人に、必要な情報が届いていないことが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援の窓口や情報提供手段がないとの声がある。</li> <li>・高齢者、障害(がい)者、児童など情報を必要とする人たちから、情報提供に関する意見を聴く機会が少ない。</li> </ul>

⑦地域福祉の 拠点づくり	地域福祉活動の拠点となる場所が増えている。	利用したいニーズと利用できる場所的資源を合わせるコーディネートができていない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きずなの家件数(H24年度3件→R1年度)</li> <li>・主に高齢者が集まるサロン箇所数(H24年度111箇所→R1年度164箇所)</li> <li>・社会福祉法人施設における地域交流スペースの提供の増加</li> <li>・地域住民が主催するいきいき百歳体操の実施箇所の増加(H24年度0箇所→R1年度137箇所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きずなの家」事業につき、補助事業期間満了後の継続性について課題がある地域が多い。</li> <li>・特に坂が多い地域において、歩いて行ける距離に集まれる場所が欲しいとの声が多い。</li> <li>・障害(がい)当事者との日常的な交流・協議の場づくり。当事者の拠点づくりへの参画を求める声がある。(ワーキング会議より)</li> </ul>
⑧地域における 支え合いの 仕組みづくり	宝塚市のセーフティネット <sup>13</sup> の仕組みが形作られている。	セーフティネットの仕組みがうまく活用されていない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ささえあい会議箇所数(H24年度7箇所→R1年度134箇所)</li> <li>・セーフティネット会議開催回数(H24年度0回→R1年度1回)</li> <li>・たからづか地域見守り隊協力事業所数(H24年度169団体→R1年度263団体)</li> <li>・見守り・支えあい活動団体数(H27年度60団体→R1年度155団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア推進会議や自立支援協議会をはじめとした各福祉分野の会議を通じた地域課題の集約に課題がある。</li> <li>・ほとんどの住民にセーフティネットの仕組みが知られていない。</li> <li>・専門職と地域との連携が難しいとの声がある。(専門職ヒアリングより)</li> </ul>
⑨安全・安心のまち づくり	災害時要援護者支援の取組が広がっている。	要援護者と地域住民との支え合いの意識が広がる必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援制度を利用する避難支援組織届出数(H24年度0団体→R1年度48団体)</li> <li>・避難支援組織が、全市域の災害時要援護者(うち、個人情報提供について同意した者)を支援する体制となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と障害(がい)者の接点が必要との声がある。(ワーキング会議より)</li> </ul>

<sup>13</sup> セーフティネットとは、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、世の中に存在する様々なリスクから、個人を救済するシステムをいう。狭義には、年金、医療、介護、生活保護などの社会保障を指す。

## 7. 地域福祉に関する課題と方向

### (1) 課題整理の流れ



## (2) 計画策定に向けた課題整理

### **1. 多文化共生・多様性尊重の視点から、困っている人、生きづらさを感じている人などへの理解、福祉に対する意識醸成が必要**

- ◆ 地域において、障碍（がい）のある人への偏見・差別がある。その他にも、ひきこもりや認知症の人や、外国人・LGBT、ひとり親家庭など、地域で生きづらさを感じる人を、地域社会が受け入れる体制について問題がある。
- ◆ 地域福祉を推進していく上で、市民一人ひとりが福祉や人権に関する正しい理解と認識を持つことが重要となる。また、生きづらさを感じる人が「困った」というSOSを出すことができ、地域でそのSOSをキャッチし、必要な支援につないでいくという意識づくりが必要となる。
- ◆ 子どもから高齢者までライフステージにおける福祉教育<sup>14</sup>、地域活動の担い手を対象とした福祉教育の充実を図ることで、地域での理解・意識醸成を進める必要がある。

### **2. 気軽に行ける、相談できる、誰にも身近で立ち寄りやすい場所が必要**

- ◆ 市内では、地域福祉の拠点や地域での居場所が増加しているものの、多様な市民に浸透しているとは言えない。また、運営者側も運営資金や担い手の確保などで課題を抱えている。
- ◆ 生きづらさを感じる人、課題を抱える人が気軽に立ち寄ることができる居場所が、身近な地域で必要となっている。そのためにも、既存の拠点・居場所などを踏まえ、年齢・性別・障碍（がい）の有無などに関わらず誰もが参加できる共生型の居場所づくりをさらに展開していく必要がある。
- ◆ 居場所・拠点づくりについては、バリアフリーやアクセシビリティ<sup>15</sup>などを含めた合理的配慮の視点が必要となる。また、当事者や地域住民、専門職など多様な関係者が参画し、地域特性や対象者の状況などを踏まえて、「地域としての居場所・拠点の設計」に取り組むことが重要である。
- ◆ 居場所・拠点づくりに関するハードルを下げるための条件整備や運営者への支援・コーディネート、行政と地域の役割分担などについて整理を進める必要がある。

### **3. 福祉に関心のある人・ない人も含め、地域づくりに取り組める環境・機会が必要**

- ◆ 地域活動に参加する市民が少ない一方で、参加していないが関心がある市民も若者や高齢者で比較的多い。一方で、地域の福祉活動者は、高齢化しており、やりがい・達成感は強いものの、負担感も強く、活動者の高齢化・固定化が大きな課題となっている。
- ◆ 既存の活動者の抱える課題を踏まえて、支援の充実を図るとともに、地域活動に関心がある人を実践につなげていく仕組みづくりなど、新たな活動者の育成・確保に向けた戦略的な取り組みが必要となっている。
- ◆ 支える側、支えられる側という画一的な関係ではなく、双方が支えあう関係を構築できるよう、多様な分野が連携し、様々な課題を抱える人の就労を含めた地域での活躍の場づくり、支援方策などを横断的に検討する必要がある。

<sup>14</sup> 福祉教育とは、すべての人間が生命ある存在として尊ばれ、差別や排除されことなく生きることができるように共に生きる力を育む教育であり、学校教育にとどまらずに、地域における学びの機会づくりについても範疇とされています。

<sup>15</sup> アクセシビリティとは、年齢や身体障碍（がい）の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

#### **4. 地域全体で子ども・子育て世帯を支える機運を高めることが重要**

- ◆ 子育て世帯では、親密な近所づきあいや、近所づきあいを通じた子どもの見守りなどを求める人が多い。一方で、子ども・子育て世帯が地域とつながることができず孤立し、子ども・子育て世帯の課題が地域で潜在化することもあり、児童虐待や子どもの貧困、子どものひきこもりなどのより深刻な問題となるケースもある。
- ◆ 地域福祉において、「将来の虐待や貧困、ひきこもりを予防する」「次代の地域を担う人材を育成していく」「子どもは地域の宝」という視点に立ち、子ども・子育て世帯への意識づくり、継続的に地域とつながる仕組み・居場所づくりなどを展開することで、長期的な地域づくり、地域再生、持続可能なまちづくりにつないでいくことが重要となる。
- ◆ 地域には子ども・子育て世帯などを支援していくための既存の活動・資源が多くあることから、それらを有効的・積極的に活用し、地域特性に応じた仕組みづくりを進めていく必要がある。

#### **5. 地域における支え合い、助け合いの促進に向けた取組が必要**

- ◆ 地域での災害時などの手助けや日常生活での見守り・声かけへのニーズが比較的高い。また、地域の福祉活動者には、今後、見守り活動・支え合いにむけた意識づくりが必要と考える人が多いが、支援が必要な人の把握や支援方法についての不安も大きくなっている。
- ◆ 地域で支援が必要な人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、自治会・民生委員・ボランティア活動者などによる地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要がある。そのためにも、セーフティネット会議などを活用して、地域と関係機関・専門職が連携することで、活動者が抱える課題の解決を図っていくことが重要となる。
- ◆ 近所づきあいの中で、高齢者や障害（がい）のある人、子育て世帯などでは、ちょっとした手助けへのニーズが高くなっており、福祉教育の充実や居場所づくり、誰もが活躍できる機会づくりなどの取り組みと連携を図り、住民主体の支え合い活動を促進していく必要がある。

#### **6. 不安解消に向けた支援・体制の構築・強化が重要**

- ◆ 地域では、複合的な課題、制度の狭間の問題など、分野横断的なアプローチ・支援が必要となるケースが顕在化している。本市では、制度の狭間を埋めるためのネットワークづくりが進んでいるものの、各専門機関のマンパワーの問題や全体を調整する役割・機能が不明確といった要因から、分野間・専門機関間の連携が難しい状況にある。
- ◆ 分野間の連携をマネジメントする機能・仕組みづくりとともに、相談支援に関する経験値などの蓄積・共有、個々の専門職の連携に向けたスキルアップなど、具体的な取り組みを展開し、セーフティネット会議を基盤とする本市における総合相談支援体制の構築・強化を図る必要がある。

## **7. 多様な主体がつながり、ともに支援を必要とする人を支える体制づくりが重要**

- ◆ 地域福祉を推進していくうえで、本市では、「より身近なエリア(概ね自治会エリア)」「小学校区エリア」「(7つの) 地区・ブロックエリア」「全市エリア」の重層的な対応エリアを設定し、ネットワークを形成している。
- ◆ 重層的な対応エリアと既存のネットワークを踏まえつつ、エリア毎の各主体とのつながりはもとより、組織・機関・団体間のつながり、地域と専門職のつながり、分野横断的なつながりなど、課題解決に向けて、多様な主体が有機的につながることができるよう、場・機会や仕組みの拡充・構築に取り組む必要がある。
- ◆ 課題解決に向けた有機的なつながりづくりは、計画策定に向けた全ての課題（今後取り組むべきこと）の基盤となるため、総合相談支援体制の構築・強化と同様に、マネジメント機能を明確にすることが重要となる。また、住民と協働できる専門職養成を行う必要がある。

## **8. 権利擁護が必要**

- ◆ 認知症の人の増加や、障害（がい）のある人の地域生活への移行などにより、権利擁護支援に関するニーズが増加することが予想されているが、権利を守るための仕組み・機関に関する認知状況は十分とは言えない状況にある。
- ◆ 権利擁護支援に向けて、成年後見制度などの権利を守るための仕組み・機関に関する周知・啓発を積極的に進めるとともに、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターを中心に、地域活動の担い手や関係機関などが地域で連携を図るためのネットワークの構築・強化などに取り組む必要がある。
- ◆ 高齢者や障害（がい）のある人、子どもなどへの虐待を防止するため、虐待が起こる前の予防的な対応をはじめ、虐待の早期発見・早期支援に向けた体制の整備を図る必要がある。



## 第3章 めざす方向

### 1. 基本理念

**すべての人が互いを認め合い、支え合い、  
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚**

現代社会は、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に生活に不安や悩みを抱える人が増加し、その抱える内容も多様化・複雑化しています。

これまで、本市は、市民の力を最大限に生かし「協働」を核としながら、住民間における交流の促進や人材の育成、福祉活動の拠点を整備し、WHO（世界保健機関）の提唱するエイジフレンドリーシティに基づき『「お互いさま」があふれるまちづくり』の視点からも地域福祉の推進に取り組んできました。

また、本計画に示す地域福祉推進の方向性は、国際社会共通の目標であるSDGs<sup>16</sup>（持続可能な開発目標）の理念と重なるものであり、本計画を推進することが、SDGsの推進にも資することから、SDGsの視点を意識しながら各施策の展開を図ります。

今後、本市では、様々な不安や悩みを抱える人を支えていくために、住民、団体、関係機関、事業所<sup>17</sup>など、様々な主体が連携しつつ、活動を展開するための基盤づくりを進めていきます。

本計画では、第2期計画以降掲げている基本理念である「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を継承し、市民が積極的に支え合う活力のある福祉のまちづくりを推進していきます。



<sup>16</sup>国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、SDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されている。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現のため、世界各国で取組が進められている。

<sup>17</sup>本計画で記載する事業所は、福祉事業所のみならず企業や商店なども含むものとします。

## 2. 計画推進の基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉を計画的・効果的に推進するため、次の8つの視点に立って、個別施策の展開を図ります。

### 視点1 住民主体の地域づくり

これからの地域社会が持続するためには、これまでの福祉の受け手と支え手という考えでなく、市民一人ひとり誰もが役割を持って参加し、地域を構成する一員として、活躍できる機会・場があることで、地域福祉を推進していく必要があります。

### 視点2 人と人との「つながり」を大切に

地域福祉の推進にあたっては、住民一人ひとりが“誰一人として、孤立させない、排除しない”という思いを共有し、地域の生活課題に気づき、また、課題を抱えている人自らも発信することで、住民相互で日頃の何げない気のかげ合いや小さな活動から始め、“支えあう”“助け合う”“お互いさま”という「つながり」を構築していく必要があります。

### 視点3 協働して取り組む

地域福祉の推進にあたっては、単独では取り組むことが困難な、様々な生活課題に対し、地域住民、関係機関、事業所、行政など、様々な主体が連携・協働して取り組むことが必要です。行政内においては、住民の抱える生活課題の全体性に合わせた連携を進めていきます。

また、少子高齢化時代の地域課題への対応を見据えて、行政と住民のパートナーシップを強めることで、福祉分野を中心とした住民自治、福祉のまちづくりを実現することが必要と言えます。

### 視点4 人権と多様性の尊重

子どもや高齢者、障害（がい）のある人、外国から来た人、性的マイノリティ<sup>18</sup>の人など、地域には様々な人が住んでおり、またそれぞれが抱える不安や悩みも多種多様です。

地域福祉の推進にあたっては、お互いの人権を尊重し、理解し、認め合える機運・環境・場を協力して作り上げていく必要があります。

<sup>18</sup> 性的マイノリティとは、自分の性のとらえ方（性自認）や、好きになる対象（性的指向）が、男女の二分化ではあらわしきれない人のことをいう。

## 視点5

### 早期発見・早期対応のための積極的な体制づくり

現在、地域で生活する人が抱えている小さな不安や問題、課題は、やがて複雑化・多様化し、解決が困難なケースに発展する場合があります。

現在は「困っている」と自覚していない、小さな不安であっても、その人の不安に気づき、当事者を尊重しながら必要な支援が受けられるような地域との関係づくりや、協働の機会を増やしていく取組、自立生活が可能となるような取組・支援、支える体制を構築するなど、早期発見・早期対応の視点を持って潜在ニーズに迫ることで、地域における重層的なセーフティネットを構築していくことが、求められています。

## 視点6

### 次代の担い手の育成

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などの要因を背景に、様々な支援を必要とする人が増えていくことが想定されます。

住みやすい地域づくりには、そこに住む住民をはじめ、団体、関係機関、事業所など、さまざまな主体による取組が重要です。

今後起こりえる地域の問題などに対応していくためにも、福祉に対する理解を深めるとともに、地域活動に参加・参画する次代の担い手の育成が必要です。

## 視点7

### 社会資源<sup>19</sup>の活用

地域によって、市街地開発の歴史、道路・鉄道などの都市構造や、農村部、都市部などの地理特性、サロンや見守りなどのボランティア活動の有無などの違いがあります。地域福祉の推進にあたっては、地域の特性を考慮し、地域の開発や発展にかかわってきた事業所や、地域独自の産業を営んでいる関係者などの地域に存在する多様な社会資源と協働する必要があります。

## 視点8

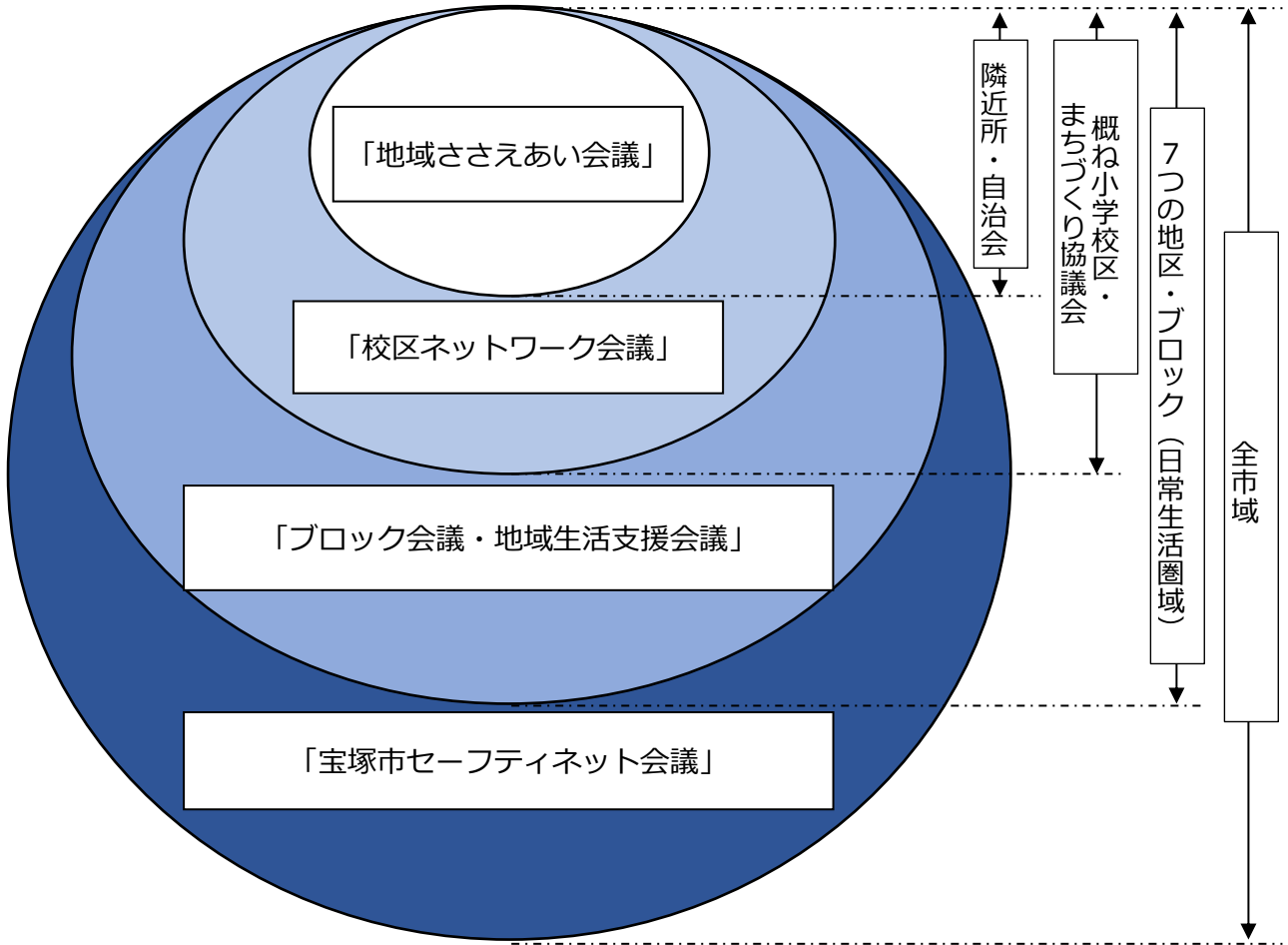
### エリアを意識する

これまで住民、団体、関係機関、行政など、それぞれの活動を考慮した重層的な対応エリアを設定し、役割の分担、エリアを意識した福祉活動を展開してきました。

地域福祉の推進にあたっては、解決すべき福祉課題や様々な主体が果たすべき役割・活動について、実態などを考慮しふさわしいエリアを意識し、解決に向けて取り組んでいく必要があります。

<sup>19</sup> 社会資源とは、社会的なニーズを充たすための制度、機関、人材、資源、技術等をいい、フォーマルな社会資源（行政サービス等）と、インフォーマルな社会資源（家族によるサポート、ボランティア等）に分けられる。

宝塚市におけるエリア設定及びネットワーク（イメージ）



エリアにおける機能・位置づけと活動者（イメージ）

単位	機能・位置づけ	主な活動者・参加者
地域ささえあい会議 （隣近所、自治会単位）	個別の見守りと 災害時など緊急支援のエリア	自治会、民生委員・児童委員、サロン・ミニデイなどの活動者など
校区ネットワーク会議 （概ね小学校区）	地域の協働による 支援のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど
ブロック会議 （7つの地区・ブロック 【日常生活圏域】）	情報連携や 情報受発信のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会地区センター、地域包括支援センター、相談支援事業所、児童館など
宝塚市セーフティネット会議 （全市域）	セーフティネットとなるエリア	宝塚市、宝塚市社会福祉協議会、ボランティア・市民活動など、当事者団体など

### 3. 基本目標

計画の基本理念の達成に向け、次の2つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

#### 基本目標1

#### 多文化・共生型の地域づくり

地域には、子どもや子育て中の人、高齢者、障碍（がい）のある人、外国から来た人、性的マイノリティの人など、様々な人が住んでおり、また個々の考えや思想、文化も多種多様です。

お互いの価値や権利を主張することで差別や排除などの問題が起こりえることから、お互いを理解し、お互いに支えあえる地域共生社会を形成していく必要があります。

すべての人たちが互いに認め合い、いきいきと暮らし、活躍できる共生のまちづくりを進めていきます。

また、このために、地域ごとのまちづくり計画の福祉部分が充実していくような働きかけを市、社会福祉協議会などの協力により進めていきます。

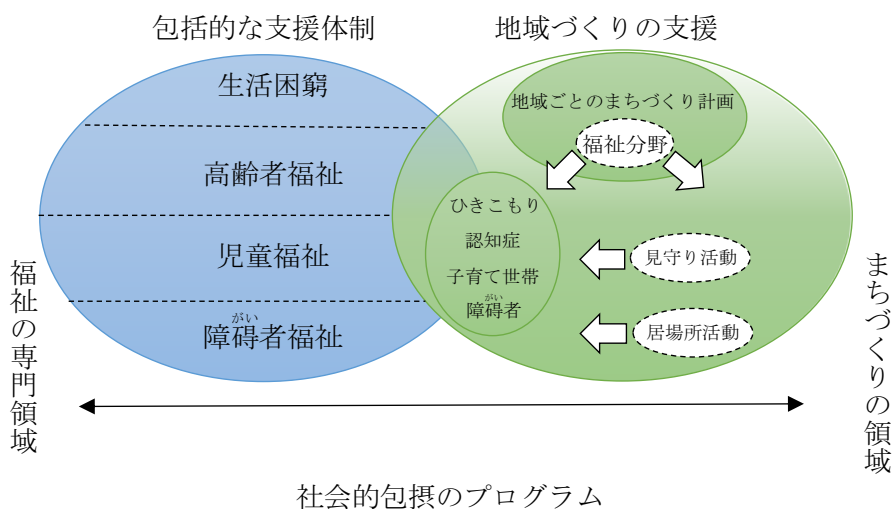
#### 基本目標2

#### 包括的な相談支援体制づくり

地域における問題や課題は、多種多様であり、家族構成や就労状況、身体・精神的な状況によって、新たに貧困・生活困窮などの潜在的な生活課題が発生しており、地域住民が抱える問題が多様化・複雑化している状況にあります。

すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

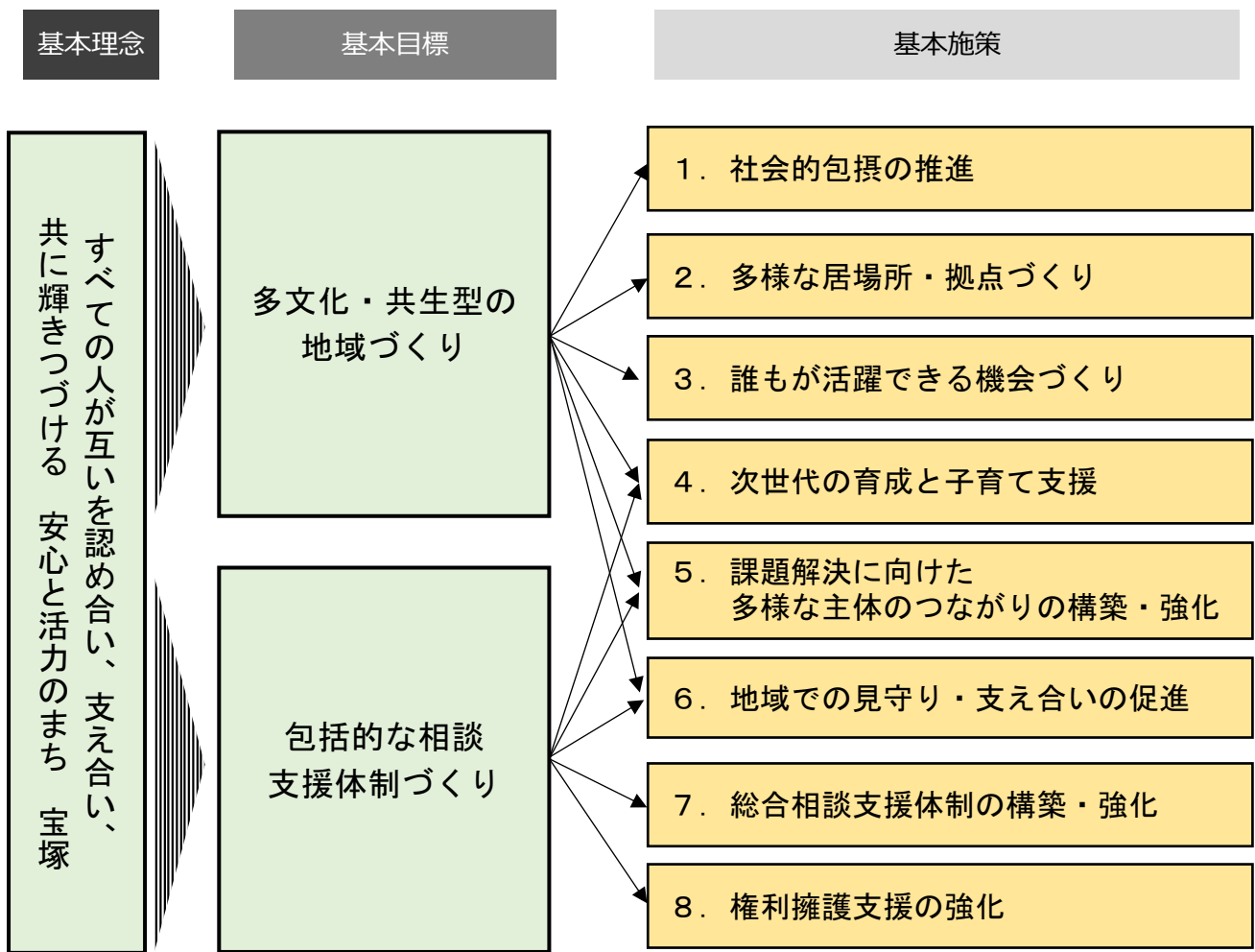
そこでは、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度において目指されているような、様々な課題を包括的に受け止める体制が整えられる必要があります。住民の抱える生活課題の全体性に合わせて、行政内の横断的な連携を進める必要があります。



認知症の人、障碍（がい）者、子育て世代、ひきこもり状態の人など、地域社会から孤立する可能性のある人が、地域の中で共に生きていくためには、地域に生きる市民が、学習だけでなく当事者・家族と交流するための、社会的包摂のプログラムが求められています。また、福祉の専門領域からも地域で生活する当事者・家族の孤立解消のための関わりが必要です。それぞれの主体が関わる領域を広げていく中での衝突や葛藤を丁寧に受け止めていくことで、エイジフレンドリーシティや SDGs の理念に沿った排除のないお互いさまの地域づくりを市と市民が協働して進めていく必要があります。

## 4. 施策体系

基本理念の実現に向け、本計画における地域福祉施策の体系は、以下のとおりとします。





## 第4章 地域福祉施策の展開

### 1. 社会的包摂<sup>20</sup>の推進

#### ■現状と課題

- 地域には、子どもや高齢者、障害（がい）のある人、外国から来た人、生活に困窮している人など、様々な人が住んでおり、考え方や思想、個々人が置かれている状況や不安や悩みなども多種多様です。
- 本市では、平成8年（1996年）に「人権尊重都市宣言」を行い、その後、「子ども条例」をはじめ、「手話言語条例」や「障害（がい）者差別解消に関する条例」の制定、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定するなど、生きづらさを抱えている人が住みやすく、人権問題の解消に向けた取組を進めてきました。
- ワーキング会議や専門職ヒアリング調査において、障害（がい）のある人との接点や学びの場が少ないこともあって、障害（がい）のある人への理解が十分でないことや、ひきこもりや認知症の人など、地域で生きづらさを感じている人への対応の仕方がわからない、地域が受け入れられる体制が整っていないなどの意見が出ています。
- 少子高齢化や核家族化の進行をはじめ、ライフスタイルの多様化などにより、人と接する機会が減少し、地域におけるコミュニティの希薄化などが問題となっています。  
生きづらさを感じている人が抱えている問題や課題は一つでなく、様々な問題・課題が複雑に絡み合っている場合もあり、地域福祉を推進していく上では、市民一人ひとりが福祉や人権に関する正しい理解と認識を持つことが重要となります。  
また、生きづらさを感じる人がSOSを出すことができ、地域が受け止め、必要な支援につないでいくという意識づくりも重要です。
- 福祉に対する理解を深めるためにも、地域活動の担い手を対象とした福祉教育の充実を図る必要があります。

<sup>20</sup> 社会的包摂とは、全ての人が孤立や排除から守られ、受け入れられる社会づくりのこと。ソーシャルインクルージョン。



■主な取組

主な取組	内容
当事者への理解を促進するための周知	○外国人、性的マイノリティ、障害（がい）のある人などの当事者への理解を促進するため、講演会による啓発事業や広報誌などによる周知活動を行います。
当事者による社会参加の促進	○当事者が地域活動や協議の場などへ参加することを支援します。
当事者グループの育成・支援	○介護家族会など、当事者グループへの参加を通じ、グループの課題把握と支援を行います。
学校教育における福祉教育の推進★	○社会福祉協議会の地区担当職員、ボランティア活動センターと各学校の連携や、地域包括支援センターなどの出前講座により、障害（がい）のある人の話を聞くことや活動などを通じて共に過ごす機会をつくる、また、認知症に関する講座などの福祉教育の機会を充実します。
情報のバリアフリー化の推進	○障害（がい）のある人や外国人にも理解しやすい広報の推進や、災害発生時の避難所での情報のバリアフリー化を進めます。
地域活動に関する情報発信	○まちづくりや福祉活動などを中心に、地域活動に関する情報が住民に伝わるように工夫した発信を進めていきます。

※★は第5章で重点取組としています。

## 2. 多様な居場所・拠点づくり

### ■現状と課題

- 地域の生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うためにも、課題を抱えた人だけでなく、支援者も含めて、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができ、話し合うことができる場の形成が必要です。
- 地域で集まれる機会として、きずなの家やサロン、児童館など、地域福祉の拠点や地域での居場所は、増加しているものの、そのような場があることが十分に浸透しているとは言えない状況にあります。  
また、様々な地域の間が、ある一定の人が対象になっていることや、いつ・どこで実施しているかがわかりにくいなど、気軽に参加できない状況にあるとともに、運営者側も運営資金や担い手の確保などで課題を抱えている状況も見られます。
- 既存の拠点・居場所などを踏まえ、年齢・性別・障害（がい）の有無などに関わらず、誰もが参加できる共生型の居場所づくりをさらに展開していくとともに、各居場所について周知していく必要があります。
- 居場所・拠点づくりにあたっては、施設内外のバリアフリーや利用のしやすさ、周囲の配慮・支援など、ハード・ソフト両面からの合理的配慮が必要となります。また、場の形成にあたっては、当事者・住民、専門職など、多様な人の参加・参画も重要な視点の一つです。
- また、新たな居場所・拠点の整備を進める一方で、既存の居場所や拠点、運営者に対する支援も重要です。

■主な取組

主な取組	内容
居場所についての情報発信★	○地域の居場所において、参加者や協力者として地域住民が幅広く関わるができるよう、情報発信などを進めます。
運営者支援やネットワークづくり	○居場所づくりを行う運営者の抱える課題を共有するため、ネットワークづくりを行い、解決に向けた取組を検討します。
共生型の居場所づくり★	○お互いさまのまちづくり縁卓会議 <sup>21</sup> において、障碍（がい）当事者や子育て世代などの様々な立場の方が地域において集い、情報を共有できる共生型の居場所づくりを進めます。
居場所づくりへの支援	○若いも若きも集える地域の居場所となるきずなの家を継続的に運営できるように支援します。 ○超高齢社会時代や、地域におけるつながりの希薄化といった現状を踏まえ、サロンやいきいき百歳体操などを通じた、地域における居場所づくりへの立ち上げなどの支援を推進します。 ○老人クラブ活動を支援することで、高齢者の生きがいがづくり、居場所づくりを促進します。 ○空き家の活用につながる取組を行うことで、地域の居場所づくりを推進します。 ○就学前児童及びその親の地域における子育て交流の場づくりを進めます。 ○コミュニティ活動の場である地域利用施設などについて、安全・安心に利用できるように、適切な管理運営に努めます。



地域のサロンの様子

<sup>21</sup> お互いさまのまちづくり縁卓会議とは、エイジフレンドリーシティ宝塚を推進するために取り組むべき方策などを、行政と協働で具体的に検討・実践している市民主体の会議体

### 3. 誰もが活躍できる機会づくり

#### ■現状と課題

- 地域には、「地域で困っている人を助けたい」「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動している住民や福祉関係者、ボランティアなどがいます。
- 市民アンケートの結果では、地域活動に参加している人は14.9%で、関心はあるが参加していない人は半数程度となっており、特に29歳以下及び60歳代以上の年代で多くなっています。また、手助けできることとしては、「災害時の手助け・安否確認」「日常での安否確認の見守り・声かけ」「話し相手」が多い回答となっています。
- 地域の福祉活動者に対するアンケートで、活動者の年齢を尋ねたところ、70歳以上の人は民生委員・児童委員で4割、自治会長とボランティアで5割を超えています。活動に対してやりがい・達成感を感じている人が多い一方で、負担感を強く感じている人も多く、抱えている課題としては、支援方法や困難ケースのときの相談先がわからないことなどが主なものとなっています。
- 地域の福祉活動者の抱える課題を踏まえた支援の在り方や内容の充実を図るとともに、地域活動に関心がある人が活躍できる機会や場、実践につなげられる仕組み、地域で支援を求めている人や内容といった情報を発信することなども重要です。
- これまで「支えられる側」であった人が様々な相談や支援を受けることによって得た知識や情報をもとに、次は、「支える側」として活躍できれば地域にとっては大きな財産となります。支える側、支えられる側という画一的な関係ではなく、双方が支えあえる関係の構築が必要です。
- 共同体意識の強い70歳代以上の人々と、バブル崩壊期以降に成人した50歳代以下の人々については、世代間で地域活動への参加意識に違いがあります。ニーズを適切につかんだ社会参加の場づくりが必要です。



高齢者学習事業づか塾

■主な取組

主な取組	内容
市社会福祉協議会地区担当による地域福祉活動のコーディネート	○7つの地区・ブロックなどに社会福祉協議会の地区担当職員を配置し、地域福祉活動のコーディネート・支援を行います。
地域福祉を担う人づくり	○ボランティア活動センターによるボランティアコーディネート機能の充実を図ります。 ○「介護予防サポーター養成講座」「認知症サポーター養成講座」「自殺予防ゲートキーパー養成講座」など、地域福祉活動への各種人材育成講座の内容を充実します。 ○多様な講座などを通じて知識、ノウハウを身に着けた市民が、地域において活躍できるよう、具体的な地域活動の実践につなぐための取組を進めます。
生きがい就労の機会創出	○「支えられる人」「支える人」の区別をなくしていくエイジフレンドリーシティの取組として、いきがい就労やサロン、ボランティアの場などにおいて、地域に眠っている人材に活躍してもらう機会づくりを進めます。
地域における社会参加機会などの創出	○生活困窮者などの自立支援のための解決策として、就労に向けて「地域での社会参加の場」「中間的就労及び体験的就労」「事業所への就労」などにより社会参加を支援します。 ○きずなづくり推進事業により市民活動団体の公益的活動を支援します。 ○宝塚NPOセンターなどの中間支援組織と連携し、市民活動やコミュニティビジネスを育成及び支援します。
地域活動に関する情報発信	○まちづくりや福祉活動などを中心に、地域活動に関する情報が住民に伝わるように工夫した発信を進めていきます。



エイジフレンドリーシティお互いさまのまちづくり縁卓会議

## 4. 次世代の育成と子育て支援

### ■現状と課題

- 全国的に人口減少社会、少子高齢化が進む中、本市は、人口増が続いていたものの、少子高齢化が着実に進行している状況です。子どもの人数が減り、近所づきあいの希薄化や共働き世帯の増加に伴い、子ども自身が親や地域、子ども同士で接する機会が少なくなり、以前に比べて地域で子どもを育てる機会や機運が薄くなっている状況にあります。
- 市民アンケートにおいて、親密な近所づきあいをしている子どものいる世帯は半数程度みられますが、言い換えれば、半数は親密な近所づきあいができていない状況です。  
一方で、近所づきあいを通じた子どもの見守りなどを求める人が多い状況です。子ども・子育て世帯が地域とつながることができず孤立し、課題が潜在化することもあり、場合によっては、児童虐待や子どもの貧困、子どものひきこもりなどの、より深刻な問題となるケースもみられます。
- 地域福祉において、「将来の虐待や貧困、ひきこもりを予防する」「次代の地域を担う人材を育成していく」「子どもは地域の宝」という視点に立ち、地域で子どもを育てる意識づくり、継続的に地域とつながる仕組み・居場所づくりなどを展開することが、将来的な福祉のまちづくりにつながります。
- また、地域には子ども・子育て世帯などを支援していくための既存の活動・資源が多くあることから、それらを有効的・積極的に活用し、地域特性に応じた仕組みづくりを進めていく必要があります。

■主な取組

主な取組	内容
世代間交流の推進	○フレミラ宝塚 <sup>22</sup> 、地域児童館・学校などにおいて、スポーツや文化活動、年間行事を通じて、世代間交流の推進を行います。
子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり★	○子どもの地域生活における課題を速やかに把握し、解決するために、行政、関係機関や地域の関係団体とともに仕組みづくりを進めます。 ○子どもの貧困対策計画に基づき、子どもの貧困対策に資する施策を推進します。
コミュニティ・スクールの実施を通じた子どもの健全育成及び学校運営	○コミュニティ・スクールの実施を通じて、地域の活動者と連携した子どもの健全育成及び学校運営を進めます。
地域福祉活動への次世代の参加促進	○ボランティア活動センターにおいて、ボランティア初心者向けの相談会や、小中学生向けに、ボランティアを体験してもらうプログラムを実施するなど、次世代の地域福祉活動への参加の機会をもうけます。
地域の親子が気軽に参加できる居場所や参加の機会づくり	○保育所や幼稚園などにおいて、地域の親子に子育てに関する情報を提供し、子育ての不安を軽減するための居場所や、参加の機会づくりを行います。

<sup>22</sup> フレミラ宝塚とは、宝塚市立老人福祉センター・大型児童センター複合施設の通称。

## 5. 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化

### ■現状と課題

- 地域福祉を推進していく上で、本市では、隣近所・自治会といった小さなエリアから小学校区、7つの地区・ブロック、全市域までを単位とした重層的な対応エリアを設定し、それぞれの役割や機能を設定するとともに、エリア単位で会議体を設け、課題や情報の共有が図られるように取り組んでいます。
- 専門職ヒアリングにおいては専門職と住民・地域との連携の難しさや様々な会議体があるものの、有機的につながっていないことなど、「連携」に対する意見が多くみられました。
- 住民が抱える問題や課題に対して、エリア単位による各主体のつながりをはじめ、組織・機関・団体間、地域と専門職、他分野間におけるつながりなど、課題解決に向けて、多様な主体が有機的につながることができる場や機会、仕組の拡充などに取り組む必要があります。
- 住まいなどの様々な課題解決に向けた有機的なつながりづくりは、地域福祉推進の基盤となるため、総合相談支援体制の構築・強化と同様に、マネジメント機能を明確にすることが重要です。



## ■主な取組

主な取組	内容
まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組★	<p>○概ね小学校区をエリアとする地域自治を推進し、多様な主体の参画を促します。各まちづくり協議会が見直した地域ごとのまちづくり計画を地域と行政の協働で進捗管理します。</p> <p>○社会福祉協議会では、福祉コミュニティ支援事業<sup>23</sup>による校区ネットワーク会議などの各種福祉活動を通じてまちづくりや地域福祉活動に関する情報交換や協議を進める場の整備を促進します。</p>
地域包括ケアシステムの整備	<p>○対象者や分野を限定することなく、地域の多様な社会資源をはじめとした保健・医療・福祉の様々なサービスが効果的に提供される包括的かつ継続的な支援体制とともに、主体となる住民が参加できる環境整備に取り組みます。</p>
社会福祉法人による地域貢献の推進	<p>○地域の居場所への専門職の参加や、地域住民の社会参加の機会の確保や就労など、社会福祉法人による地域活動への参加と地域貢献の促進を支援します。</p> <p>○社会福祉法人連絡協議会において、ネットワークを生かし、会員相互の情報交換を通じて地域貢献の具体的方策を検討することを支援します。</p>
居住支援に取り組むネットワークの推進	<p>○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、市の住宅部局だけではなく、福祉部局、不動産関係業者や社会福祉法人などと横断的な連携を図り、居住支援に係る情報共有や取組を進めます。</p>
専門職向けの地域福祉に関する研修の推進	<p>○地域と協働し、地域から信頼される専門職を養成します。</p>



校区ネットワーク会議



専門職向け地域福祉研修

<sup>23</sup> 福祉コミュニティ支援事業は、地域の人々が福祉コミュニティの形成に取り組まれるまちづくり協議会に対して、社会福祉協議会が活動内容の相談及び助成金の交付を行う支援事業で、学習、人材育成やネットワークづくりなどの活動種類がある。

## 6. 見守り・支え合いの促進

### ■現状と課題

- 今後、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景として、地域で見守りや支援を必要とする人がますます増加していくと予測されます。
- 市民アンケートにおいて、災害時の手助けや日常生活での見守り・声かけを求める人が多くなっています。また、地域の福祉活動者に対するアンケートでは、今後独居高齢者・高齢夫婦世帯に対する孤立防止をはじめ、災害時や日常生活における見守り活動、支え合いの意識づくりを重要と考える人が多くなっています。
- 近年、地震や台風などによる大規模な災害が全国各地で多発しています。平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災も含め、大規模災害時に地域における助け合いにより多くの人が助かっており、普段からの見守り、支え合い、助け合いの関係を築いておくことが緊急時における迅速な対応につながるものと考えられます。
- 災害時要援護者支援制度については、「同意」方式により市内全域の対象者（同意された人のみ）をカバーすることができています。一方で、要援護者一人ひとりを見守る地域の支援者が不足しており、配慮を要する人たちと地域住民の交流が必要です。
- 地域で支援が必要な人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、地域住民をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア活動者など、地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要があります。
- また、近所づきあいの中でちょっとした手助けへのニーズが高くなっており、福祉教育の充実や居場所づくり、誰もが活躍できる機会づくりなどの取り組みと連携を図り、住民主体の支え合い活動を促進していく必要があります。
- 事業所などによる見守り活動も進んできています。より多くの人たちが関心を寄せ、早期発見・早期対応につながっていくようにしていく必要があります。

■主な取組

主な取組	内容
自治会、民生委員・児童委員、ボランティア活動者などの組織の充実	○自治会加入の促進、民生委員・児童委員における研修内容の充実など、地域福祉活動に関わる団体の組織づくり・活動内容についての支援を行います。
見守り活動・ささえあい活動への支援の充実	○自治会単位の見守り活動の体制づくりを促進するための支援や、事業者への協力依頼を行います。 ○住民、事業所の地域の見守り活動・ささえあい活動を支援するため、講演会などを通じた研修の機会や協働について考える場づくりを行います。
生活支援体制整備事業の推進★	○「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。
災害時要援護者支援の体制整備★	○災害時に備えた見守り体制として、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行います。また、出前講座において当事者グループへの声かけを行うなど、地域住民と要援護者の交流を進めます。
地域の防災・防犯体制づくり	○地域における防災、防犯活動の体制整備を進めるために、啓発活動や出前講座などの支援を行います。



災害時要援護者の見守り

## 7. 総合相談支援体制の構築・強化

### ■現状と課題

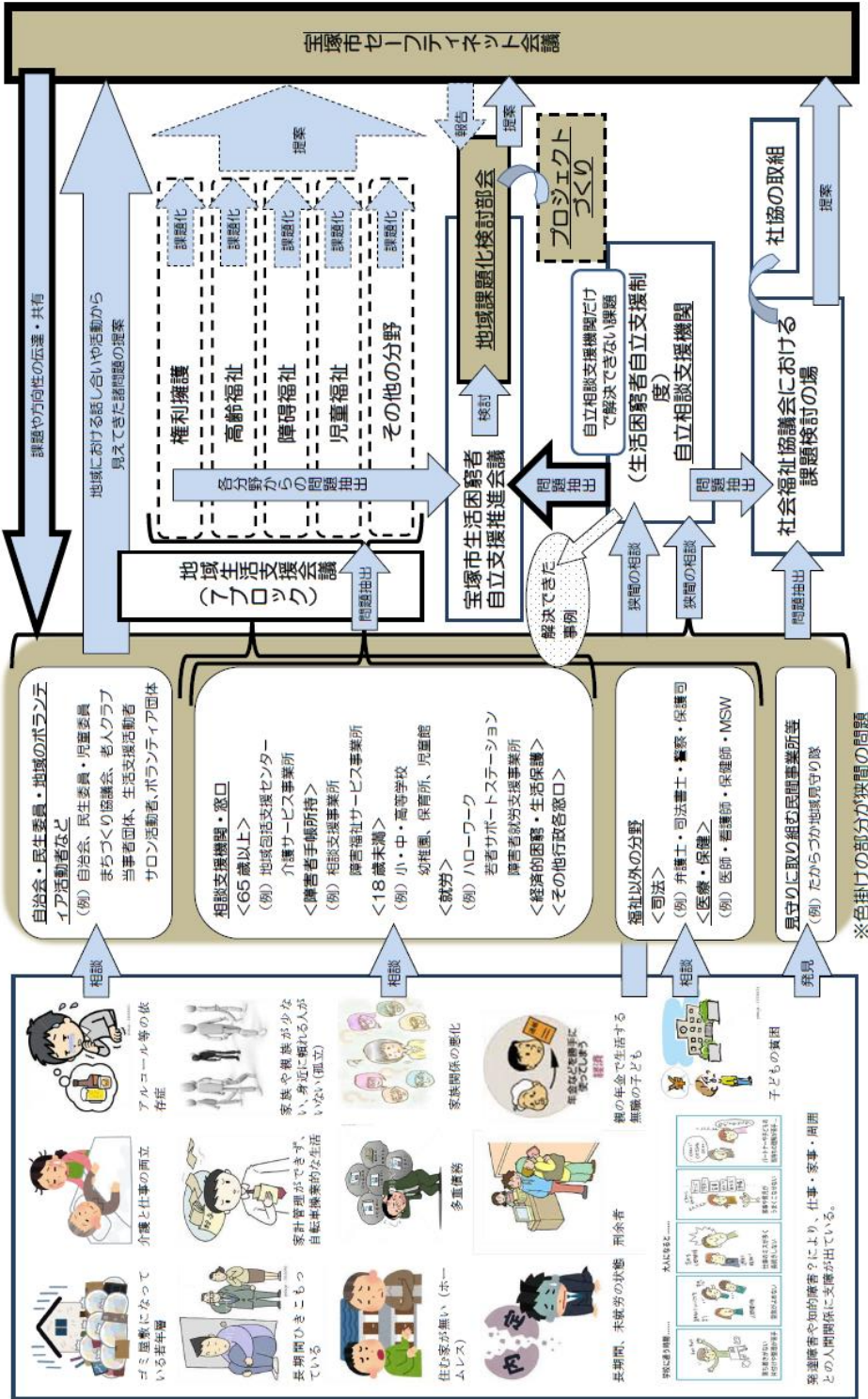
- 市民が抱える不安や悩み、問題は多種多様であり、複合的に問題を抱えているケースもあります。住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な問題に対して適切かつ的確に相談に応じることができ、適切に必要な支援に結び付けることが重要です。
- 本市では、市の窓口をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センター、相談支援事業所、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターなど、様々な相談窓口を設置し、また、地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員による地域相談が展開されています。
- アンケートやワーキング会議などでは、各相談窓口に対する認知度が高いとは言えない状況にあり、気軽に相談できる場所や問題の多様化・複雑化から各相談窓口の横の連携が必要であることなどの意見がありました。
- 地域では、近年、顕在化している8050問題などの世帯内の複合的な課題、制度の狭間の問題など、様々な生活課題があり、各相談機能の連携による支援体制の構築が必要です。7つの地区・ブロックなどでそれらの相談を受け止め、予防的・積極的に対応する体制が求められています。本市では、制度の狭間を埋めるためのネットワークづくりが進んでいるものの、各専門機関のマンパワーの問題や全体を調整する役割・機能、連携体制が十分とは言えない状況にあります。
- 分野間の連携をマネジメントする機能・仕組みづくりを進めるとともに、セーフティネット会議を基盤とした本市における総合相談支援体制の構築・強化を図る必要があります。このセーフティネット会議が機能するためには①庁内連携による課題共有、②行政と住民・専門職との協働、③専門職間の多分野・多機関協働の3つの取組がなされることにより、制度の狭間に対する開発的な取組が求められます。また、そのための専門職向けの研修などが必要となります。

■主な取組

主な取組	内容
各種相談窓口などの充実と支援	<p>○地域生活を送る上での様々な課題へ対応するため、専門知識を有する職員を各種窓口（居場所を含む）に配置し、研修などによる職員の資質向上を進めます。</p> <p>○地域における身近な相談窓口として、民生委員・児童委員の役割を広く周知するとともに、活動を支援します。</p>
セーフティネットシステムの推進（包括的な相談支援体制の構築）★	<p>○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する体制を推進します。</p> <p>○7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進めます。（地域生活支援会議）</p> <p>○さらに、支援を行う専門職の連携強化により、7つの地区・ブロックなどにある相談機関に対して、多分野間の連携を調整する機能の体制整備を進めます。</p>
各分野や各地域における地域課題の集約と課題解決の推進	<p>○高齢・障碍（がい）など各福祉分野において地域生活を送る上での課題を集約し、課題解決に向けた取組を進めます。</p>
生活困窮者自立支援事業の充実	<p>○自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施を促進することにより、生活困窮者自立支援制度の充実を図り、包括的な支援体制づくりを進めます。</p>
各種サービスについての積極的な情報提供	<p>○福祉サービスの利用者が、必要な情報を得ることができるよう、引き続き、広報誌やホームページ、パンフレットなどの多様な媒体を活用した情報提供を推進します。</p>

# 宝塚市セーフティネット会議 概念図

地域住民や関係機関の連携と、課題解決に向けた循環型ネットワークの形成  
 ~生活困窮者自立支援制度だけに課題を留まらせない~

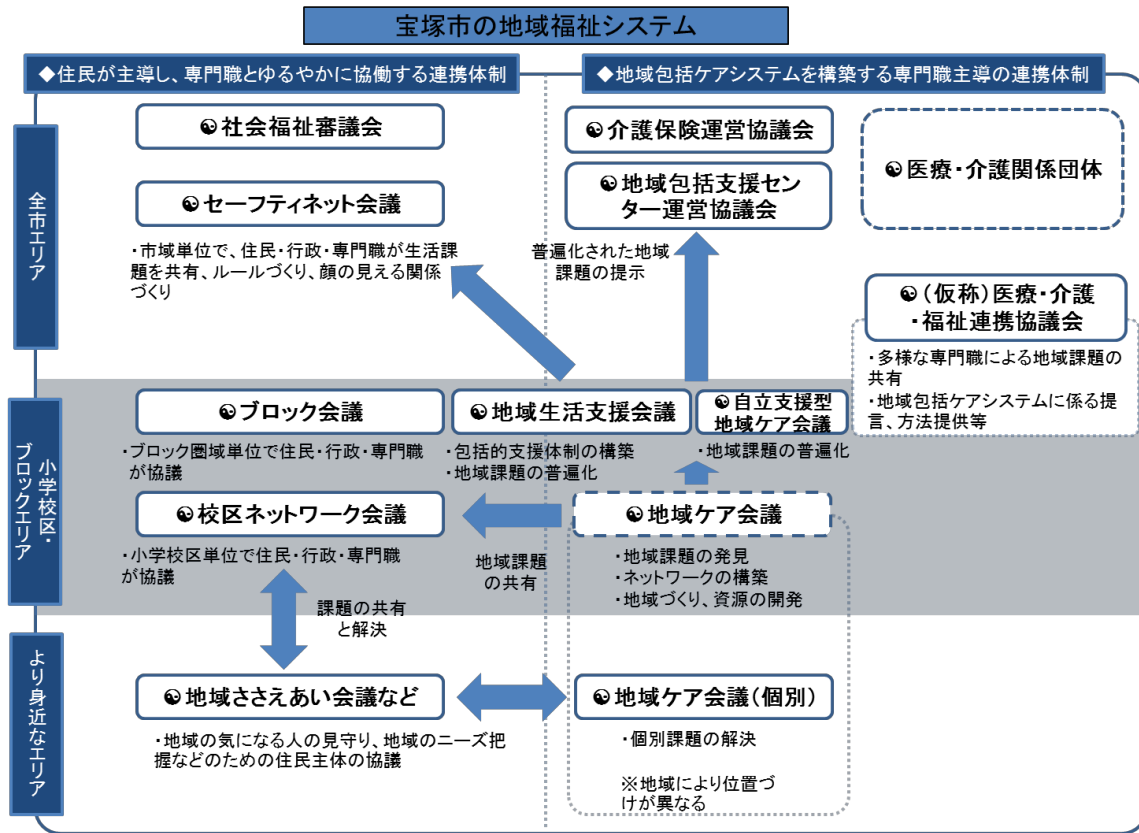


※宝塚市セーフティネット会議

地域で暮らしていく中で、生活上の課題を抱えているとき、その「困りごと」を地域の誰にも、相談することもできないことがあります。

宝塚市セーフティネットシステムは、制度の狭間・複合多問題など、住民の抱える生活課題を「受け止める」ための総合相談支援のネットワークです。宝塚市セーフティネット会議は、その中心となる会議体で、市民団体、関係機関、関係部局をメンバーとしています。生活困窮者自立支援制度や、各分野からの問題抽出と課題化を通して、地域課題の解決を図る循環型のシステムとしての会議運営を進めています。

## セーフティネットシステムと地域包括ケアシステムの連携図



### ※宝塚市におけるセーフティネットシステムと地域包括ケアシステムの連携

本市においては住民・専門職による地域課題の把握と解決を図る仕組みとして、官民協働で各エリアにおける会議体づくりを進めています。各エリアでは住民が主導する会議、専門職が主導する会議がそれぞれ開かれており、エリア間、専門職－地域住民間の課題共有を目指しています。

本図は、本市におけるセーフティネットシステムと地域包括ケアシステムとの関係におけるものですが、他分野における関係構築についても、各当該分野における相談支援体制などの整備に応じて、適宜進めていきます。

(主な会議体の説明)

地域生活支援会議・・・P. 57 参照。

ブロック会議・・・7つの地区・ブロックにおける住民主体の会議体。主には各小学校区における地域福祉活動実践者が他小学校区との情報共有などを行っている。

自立支援型地域ケア会議・・・主に軽度者を対象とした高齢者支援の個別事例（各7つの地区・ブロックからの事例提供が中心）検討を通じて対象者のQOLの向上及び自立支援に向けた方法を議論する。参加者のスキルアップにも寄与するものであり、地域課題の抽出による資源整備や政策提言を想定している。

## 8. 権利擁護支援の強化

### ■現状と課題

- 平成 28 年（2016 年）5 月に成年後見制度利用促進法が施行され、認知症や知的障害（がい）、精神障害（がい）などにより判断能力が十分でない人の財産管理や、日常生活などに課題がある人を社会全体で支えあう仕組みの構築が求められています。
- 今後、権利擁護支援に関するニーズが高まることが予想されますが、市民アンケートにおいて、権利を守るための仕組みや機関に関する認知度は高いとは言えない状況にあります。また、現在は成年後見を必要としない状況であっても、病気や事故をきっかけに急に必要となる場合もあることから、事前に状況を整理しておくことも重要です。
- 市民の権利擁護支援に向けて、成年後見制度などの権利を守るための仕組み・機関に関する周知・啓発を積極的に進めるとともに、本人の状況に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業など多様な支援を地域で整備することが必要です。  
また、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターを中心に、地域活動の担い手や関係機関などが地域で円滑に連携することができるネットワークの構築・強化などに取り組む必要があります。
- 平成 28 年（2016 年）4 月、障害者差別解消法が施行され、障害（がい）のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮を行うことを通じて「共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- 子どもや高齢者、障害（がい）のある人への虐待、配偶者・恋人からの暴力などによる被害は後を絶たない状況にあります。
- 高齢者や障害（がい）のある人、子どもなどへの虐待・暴力を防止するため、虐待が起こる前の予防的な対応や、虐待の早期発見・早期支援に向けた体制の整備を図る必要があります。



■主な取組

主な取組	内容
虐待・DV防止についての体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期発見・早期対応を図るため、地域住民や関係機関に対し、虐待に関する広報・啓発を充実させます。</li> <li>○気軽に相談できる相談機関の充実を図るとともに、高齢者及び障害（がい）者虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防、早期対応、再発防止に取り組みます。</li> <li>○虐待・DV事例に迅速かつ適切な対応ができるよう、職員の資質・専門性の向上を図ります。</li> </ul>
権利擁護に関する体制の充実、普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民や関係機関に対し、権利擁護に関する広報、啓発を行い、すべての人の人格と個性を尊重し、自己実現・自己決定を支援できる環境の整備を行います。</li> <li>○地域住民自らが、権利擁護に携わる人材となれるよう権利擁護支援者を育成し、さらには、成年後見制度を支える担い手になりうるよう、市民後見人の養成を行います。</li> </ul>
成年後見制度の利用促進★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症や知的障害（がい）、精神障害（がい）などにより判断能力が不十分な人に対し、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人の生活を保護・支援できるよう成年後見制度の利用促進を図ります。</li> <li>○成年後見制度の研修・啓発を行う際は、制度について丁寧に説明し、逆に対象となる人の権利侵害とならないよう、適切な成年後見制度の利用を促します。</li> <li>○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会の設置に向けて、体制の整備を行います。</li> </ul>
日常生活自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症、知的障害（がい）、精神障害（がい）などにより日常生活を営むのに支障がある人に対し、日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、銀行などからの生活費の引き出しや支払など、日常的な金銭管理の手続き支援を推進します。</li> <li>○日常生活自立支援事業を利用している人で本人との契約行為が困難となり、成年後見制度が必要な人は円滑に移行できるよう取り組みます。</li> </ul>

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、教育や人権、都市計画など、多様な分野との連携による取組が必要です。

本市では、適宜、関係課と連携・調整を図りながら、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

#### (2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、民生・児童委員、自治会、まちづくり協議会などの市民活動団体、行政、関係機関、福祉事業関係者などの地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組を進めます。

#### (3) 宝塚市社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の推進には、中心的な役割を果たす宝塚市社会福祉協議会の活躍が必要不可欠であり、連携・協働のもと様々な取組を進めていく必要があります。

本市では、今後も宝塚市社会福祉協議会と密接に連携を図るとともに、めざすべき姿や地域における課題を共有しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

#### (4) 各種会議体を通じた問題・課題などの共有

本市では、生活困窮者自立支援制度における課題検討の場などからの課題抽出を通じ、宝塚市セーフティネット会議を中心とし、本市における様々な課題や問題の共有、施策・事業の検討などを通じて、制度狭間の問題の解決及び地域福祉の推進を図ります。

#### (5) 宝塚市社会福祉審議会における進捗評価

本市の地域福祉計画は、宝塚市社会福祉審議会において、毎年、取組状況の報告を行います。報告に対する委員からの意見など、本会議における議論を踏まえ、取組の妥当性や改善策について検証します。

## 2. 本計画における重点的な取組

本計画で定めた基本理念・基本目標の達成に向け、本計画期間内に、本市が市民などとの協働により重点的に取り組む内容は以下のとおりです。

項 目	内 容
学校教育における福祉教育の推進	○社会福祉協議会の地区担当職員、ボランティア活動センターと各学校の連携や、地域包括支援センターなどの出前講座により、障害（がい）のある人の話を聞くことや活動などを通じて共に過ごす機会をつくる、また、認知症に関する講座などの福祉教育の機会を充実します。
居場所についての情報発信・共生型の居場所づくり	○地域の居場所において、参加者や協力者として地域住民が幅広く関わるができるよう、情報発信などを進めます。 ○お互いさまのまちづくり縁卓会議 において、障害（がい）当事者や子育て世代などの様々な立場の方が地域において集い、情報を共有できる共生型の居場所づくりを進めます。
子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり	○子どもの地域生活における課題を速やかに把握し、解決するために、行政、関係機関や地域の関係団体とともに仕組みづくりを進めます。
生活支援体制整備事業の推進	○「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。
災害時要援護者支援の体制整備	○災害時に備えた見守り体制として、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行います。また、出前講座において当事者グループへの声かけを行うなど、地域住民と要援護者の交流を進めます。
セーフティネットシステムの推進（包括的な相談支援体制の構築）	○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する体制を推進します。 ○7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進めます。（地域生活支援会議）
まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組	○概ね小学校区をエリアとする地域自治を推進し、多様な主体の参画を促します。各まちづくり協議会が見直した地域ごとのまちづくり計画を地域と行政の協働で進捗管理します。 ○社会福祉協議会では、福祉コミュニティ支援事業による校区ネットワーク会議などの各種福祉活動を通じてまちづくりや地域福祉活動に関する情報交換や協議を進める場

	の整備を促進します。
成年後見制度の利用促進	○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会の設置に向けて、体制の整備を行います。

### 3. つながりをつぶさないための取組について

災害や感染症の影響は、地域福祉活動の休止を余儀なくし、市民の社会参加とつながりづくりの機会が損なわれる課題が生じます。

本市では、令和2年8月20日（木）にセーフティネット会議を開催し、つながりを切らさないための工夫や取組について地域や関係機関の声を伺いました。

その意見の中からでは、感染症の拡大防止の必要性はもとより、高齢者のとじこもり、生活困窮者世帯の孤立、児童の健全育成への影響など日々の暮らしを営む上での影響は大きな課題との認識が共有されました。

また、感染者や医療従事者、その家族に対する誹謗中傷やハラスメントが起きており、施設や医療機関での感染が確認されている本市においても、差別が生じる可能性がないとは言えません。

セーフティネット会議での意見や社会福祉審議会での意見を踏まえ、地域福祉活動の実践者、市民を支える仕組みとして、以下の点に留意して計画を進めていきます。

#### ・つながりを切らさない取組の普及推進

離れていてもつながることのできるウェブ会議などの、つながりを切らさないための考え方や方法の普及を地域活動者と協働で取り組んでいきます。

これまで地域の活動に参加が難しかった障碍（がい）のある方や子育て世代の方などが、地域の会議に出席できるなどの声が届いており、新しいつながり方の情報収集や、研究を市民の方や、事業所などと協働で行います。

この取組については、感染拡大が収束したとしても孤立予防と地域活動者支援に必要なものであるため、継続的に進めていきます。

#### ・感染症対策の指針、取組の紹介などの情報発信

国や県、市独自の感染症対策に関する指針などを素早く伝えるための情報発信を行います。

地域活動において感染症対策とつながりづくりを両立させている取組を、広報誌やホームページなどで紹介します。

# 資料編

## 1. 計画の策定経過

日時	内容
令和2年(2020年) 4月14日	第1回宝塚市社会福祉審議会(書面会議) ■議事内容 宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について
令和2年(2020年) 5月25日、6月3日	宝塚市地域福祉推進検討会地域福祉計画策定部会 ■議事内容 ・相談支援の包括化に向けた国の方針 ・各相談窓口での課題について
令和2年(2020年) 6月29日	宝塚市地域福祉推進検討会地域福祉計画策定部会 ■議事内容 ・災害時要援護者支援の現状と今後の方向性 ・新型コロナウイルス感染症への対応
令和2年(2020年) 7月29日	第1回宝塚市地域福祉推進検討会 ■議事内容 ・計画原案の検討(位置づけ、基本理念、基本的な視点など) ・計画原案の検討(追加事項)
令和2年(2020年) 10月5日	第2回宝塚市社会福祉審議会 ■議事内容 宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について
令和2年(2020年) 11月16日	第2回宝塚市地域福祉推進検討会 ■議事内容 ・重層的支援体制整備事業について(仮)
令和3年(2021年) 1月22日	第3回宝塚市社会福祉審議会 ■議事内容 宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について
令和3年(2021年) 3月〇〇日~3月〇〇日	パブリックコメントの実施 市ホームページの健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課のページのほか、市役所1階市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、総合福祉センター、老人福祉センター(フレミラ)で公表 意見数:〇〇件
令和3年(2021年) 4月〇〇日	第4回宝塚市社会福祉審議会 ■議事内容 宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について

(そのほか第3期策定のため意見聴取の場)

日時	内容
令和2年(2020年) 8月20日	セーフティネット会議 ■議事内容 ・つながりを切らさないための取組について

## 2. 執行機関の附属機関設置に関する条例

○執行機関の附属機関設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市社会 福祉審議会	市民の社会福祉につ いての調査、審議に 関する事務	10人(必要 に応じ臨時 委員若干名 を置く。)	民生委員 2人 福祉団体の関係者 1人 知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 2人 関係行政機関の職員 1人

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

### 3. 宝塚市社会福祉審議会規則

○宝塚市社会福祉審議会規則

昭和46年6月25日

規則第21号

注 昭和58年10月1日規則第40号から条文注記入る。

改正 昭和58年10月1日規則第40号

平成2年3月31日規則第16号

平成6年3月31日規則第10号

平成8年3月29日規則第17号

平成12年3月31日規則第42号

平成13年9月4日規則第47号

平成15年3月19日規則第6号

平成20年3月31日規則第14号

平成24年3月30日規則第8号

平成27年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、市民の社会福祉について調査、審議し、答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(平15規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 民生委員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員 その職に在職する期間

(2) 福祉団体の関係者、知識経験者、市内の公共的団体などの代表者及び公募による市民のうちから委嘱された委員 2年

2 委員は、再任されることができる。

(平15規則6・平24規則8・一部改正)

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときに、市長が当該特別事項を明示して委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査、審議が終了したときに、その身分を失う。

(平15規則6・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。)の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第8条 審議会は、審議会又は次条の規定に基づいて設置した小委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平13規則47・追加、平27規則30・一部改正)

(小委員会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員で組織する。

(平13規則47・追加)

(幹事)

第10条 審議会に、その事務処理の推進を図るため幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

3 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(平13規則47・旧第8条繰下)

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、高齢福祉課で行う。

(昭58規則40・平2規則16・平6規則10・平8規則17・平12規則42・一部改正、  
平13規則47・旧第9条繰下、平20規則14・平27規則30・一部改正)



(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平13規則47・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第40号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第10号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第17号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第14号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第30号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 4. 宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱

### ○宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉の円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市地域福祉推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宝塚市地域福祉計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する部局間の連携、調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には健康福祉部安心ネットワーク推進室長を、副会長には地域福祉課長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、地域福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	委 員
企画経営部	政策室 エイジフレンドリー シティ推進担当課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人権男女共同参画課長
都市安全部	総合防災課長
健康福祉部	高齢福祉課長 健康推進課長 介護保険課長 障害福祉課長 生活援護課長 せいかつ支援課長
子ども未来部	子ども政策課長 子ども家庭室家庭児童相談担 当課長 子ども家庭支援センター所長
産業文化部	商工勤労課長
教育委員会学校教育部	学校教育課長
教育委員会社会教育部	社会教育課長

※令和2年(2020年)6月29日宝塚市地域福祉推進検討会地域福祉計画策定部会では、会長の指名により次の方が参加、ご意見をいただきました。

氏名	所属
藤井 博志 (会長)	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科
後藤 至功	佛教大学福祉教育開発センター

## 5. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿

(第2期 改訂時)

委員	小委員会 メンバー	区分	氏名	所属
委員	○	知識経験者	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	○	福祉団体の関係者	稲野 廣	宝塚市社会福祉協議会 理事長
委員	○	民生委員	加藤 優子	宝塚市民生委員・児童委員連合会
委員	○	市内の公共的団体などの代表者	中村 一雄	宝塚市自治会連合会 会長
委員	○	市内の公共的団体などの代表者	坂上 正司	宝塚市身体障害者福祉団体連合会 理事
臨時委員	○	知識経験者	南 友二郎	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 講師
臨時委員	○	市内の公共的団体などの代表者	村山 眞子	宝塚市老人クラブ連合会 会長
臨時委員	○	市内の公共的団体などの代表者	加藤 富三	コミュニティすえなり 会長
臨時委員	○	福祉団体の関係者	山田 慎治	社会福祉法人 サン福祉会 わかばのもり保育園 理事長
委員		知識経験者	松岡 克尚	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授
委員		民生委員	福住 美壽	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長
委員		公募による市民	大山 理絵	
委員		公募による市民	土井 理美	
委員		関係行政機関の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所長

(第3期 策定時)

委員	区分	氏名	所属
委員	知識経験者	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	知識経験者	松岡 克尚	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授
委員	福祉団体の関係者	福本 芳博	宝塚市社会福祉協議会 理事長
委員	民生委員	福住 美壽	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長
委員	民生委員	長岡 恵美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長
委員	市内の公共的団体などの代表者	久保田 久男	宝塚市自治会連合会 会長
委員	市内の公共的団体などの代表者	井上 聖	宝塚市障害者（児）団体連絡協議会 会長
委員	公募による市民	井出 雄二	
委員	公募による市民	齊賀 今日子	
委員	関係行政機関の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所長

宝塚市地域福祉計画（第3期）

令和3年（2021年）2月

発行 宝塚市健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-0653 ファクス：0797-71-1355